

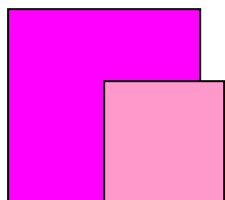
第四次稲城市保健福祉総合計画
(地域福祉計画)
(案)

令和6年1月
稲城市

目次

第1部 地域福祉計画	1
第1章 計画の概要等	3
1 計画策定の背景と趣旨	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 計画とSDGsとの関係	8
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題	9
1 本市の地域福祉に関する現状等	11
2 地域福祉を支える活動	20
3 地域福祉に関する市民のニーズ・意識	26
4 現状から見えた課題	42
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	47
2 基本目標	48
3 施策の体系（体系図）	50
第4章 施策の展開	51
基本目標1 共に助け合い、支え合うまちづくり	
施策1 共に生きる市民意識の醸成	53
施策2 幅広い社会貢献活動・社会参加の促進	55
施策3 見守り・支え合いの地域づくり	59
基本目標2 適正な保健・医療・福祉サービスを選択できるまちづくり	
施策1 地域での自立生活を支える環境の整備	64
施策2 相談支援機能の充実	67
施策3 必要な人への情報提供	70
施策4 サービス事業者への支援と質の向上	71
基本目標3 尊厳が守られ安心してその人らしく暮らし続けられるまちづくり	
施策1 生活の安定と自立への支援	73
施策2 サービス利用者の権利の擁護	76
施策3 子ども、高齢者、障害者の虐待の防止	78
施策4 災害時等における要配慮者支援の推進	80
第5章 計画の推進と進行管理	85
第2部 保健福祉の各分野に共通する計画	89
第1章 稲城市重層的支援体制整備事業実施計画	91
第2章 第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画	105
付属資料	111

第1部
地域福祉計画



第 **1** 章 計画の概要等

第1章 計画の概要等

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成18年3月、地域における福祉、高齢者、障害のある人、子育て、保健等の領域の諸施策を総合的に推進することについて、より実効性を持たせるため、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「障害者福祉計画」「子育て支援計画」「保健医療計画」の5計画から成り、以後の6か年を計画期間とする『稲城市保健福祉総合計画』を策定しました。

保健福祉を取り巻くその後の環境、福祉ニーズの変化を踏まえ、新しい課題に取り組むため、平成24年3月、『第四次稲城市長期総合計画』（平成23年3月策定）との整合にも留意しつつ『稲城市保健福祉総合計画』を見直し、『第二次稲城市保健福祉総合計画』を、さらに、平成30年3月に『第三次稲城市保健福祉総合計画』（以下「第三次計画」といいます）を策定しました。

「第三次計画」策定後、少子高齢化やひとり暮らし高齢者の増加が進行し、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や、不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因も重なり、住民どうしの交流機会が減少し経済的に困窮する人が増加するなど、日常生活に大きな影響が生じています。また、複数の困りごとがありながら支援を受けていない人や世帯、経済的な困窮を背景にさまざまな問題に直面する人や世帯など、制度の狭間にあり既存の制度による支援では不十分であった課題が顕在化し、高齢者、障害のある人、子どもや若者、生活困窮、健康、医療の分野を超えた対策の必要性が高まっています。

さらに、社会福祉法等の改正により、「地域福祉計画」が地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉に関する、保健福祉分野の言わば「上位計画」として位置づけられました。また、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、保健福祉分野毎に構築された包括的支援体制を地域全体で円滑に機能させる「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

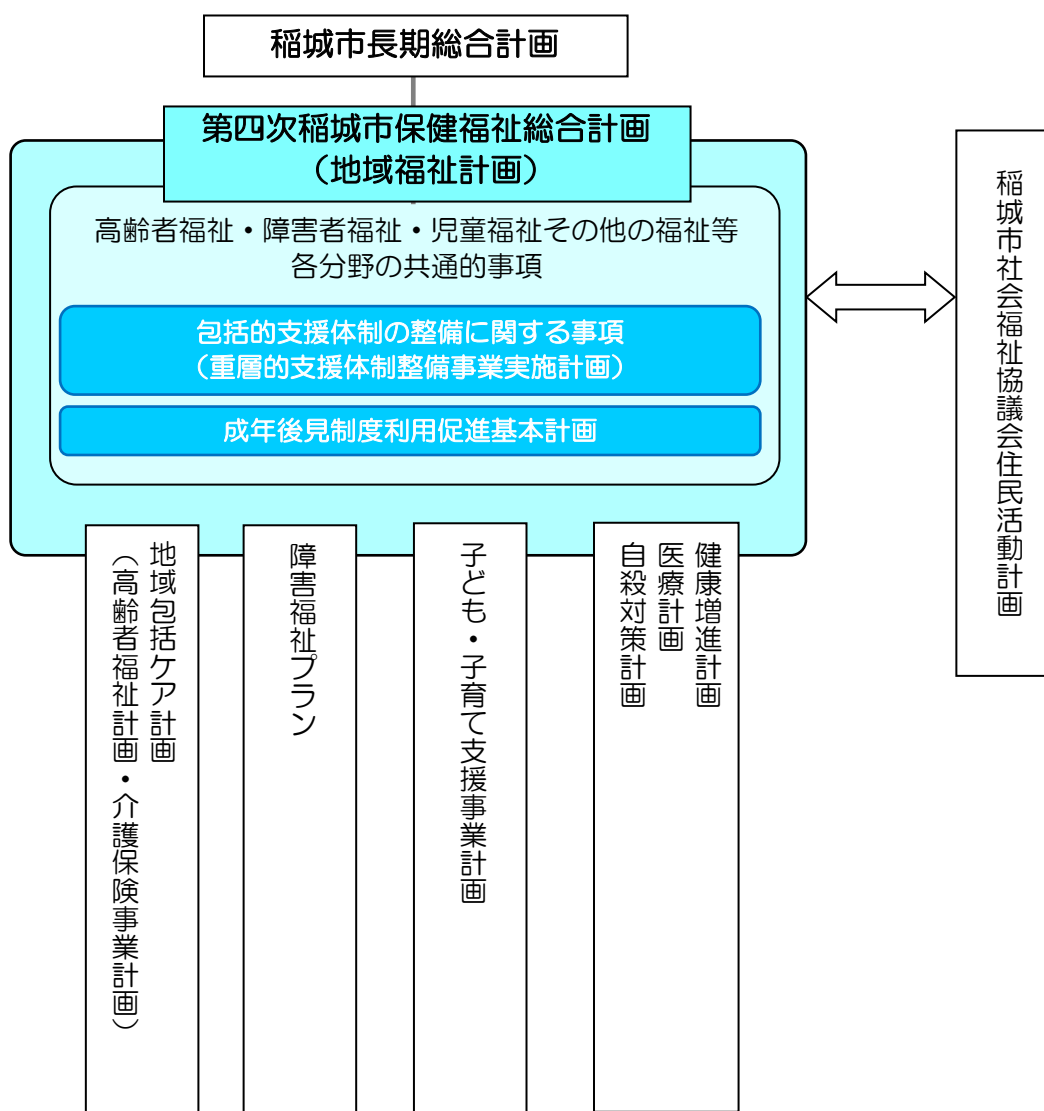
これらの状況に対応していくため、令和5年度で「第三次計画」計画期間が満了となることから、策定以降の社会情勢等の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、ここに『第四次稲城市保健福祉総合計画（地域福祉計画）』（以下「本計画」といいます）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位の計画である『第五次稲城市長期総合計画』に即した、福祉・保健部門を中心とした施策と方向を明らかにする計画であり、福祉等の各分野の共通的事項や制度の狭間の課題に対応する事項等を定める社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

また、国や都がそれぞれ策定した関連計画や、本市が策定した各個別計画との整合性を保つとともに、多様な福祉活動を基盤に市民が主体的に策定した「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」と連携を図ります。

◇本計画は、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉その他の福祉等各分野の共通的事項について記載し、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を掲載しています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

なお、上記期間中においても、保健福祉等を取り巻く社会情勢の変化により必要が生じれば、それに応じて部分的変更、見直しを行うこととします。

計画期間と関連計画

初年度	令和6	7	8	9	10	11年度
令和3年度～	第五次稲城市長期総合計画					
令和6年度～	第四次稲城市保健福祉総合計画（地域福祉計画）					
令和6年度～	稲城市地域包括ケア計画 （稲城市高齢者福祉計画（第4次）・ 稲城市介護保険事業計画（第9期））			（後継計画）		
令和6年度～	稲城市障害福祉プラン ★中間年（R8）一部目標数値見直し					
令和2年度～	稲城市 子ども・子育て 支援事業計画 （第2期計画）	（後継計画）				
令和6年度～	稲城市健康増進計画					
平成28年度～	稲城市医療計画		（後継計画）			
令和6年度～	第二次稲城市自殺対策計画					
令和6年度～	第六次稲城市社会福祉協議会住民活動計画					

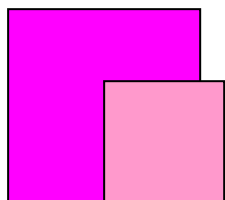
4 計画とSDGsとの関係

「SDGs」（持続可能な開発目標・エスディー・ジーズ）は、平成27年9月に国連で採択された、先進国を含む国際社会全体で令和12年（2030年）までに達成をめざす17の国際目標のことで、国は平成28年に「SDGs実施指針」を定めて、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。本計画は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を念頭に置いて取り組み（施策）を推進します。

図表 SDGs 17の目標（ゴール）（国際目標）

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10.人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11.住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な人間居住を実現する。
	3.すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	4.質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13.気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15.陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16.平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。		17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

資料：外務省（国際協力局地球規模課題総括課）



第 **2** 章 地域福祉をめぐる現状と課題

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

1 本市の地域福祉に関する現状等

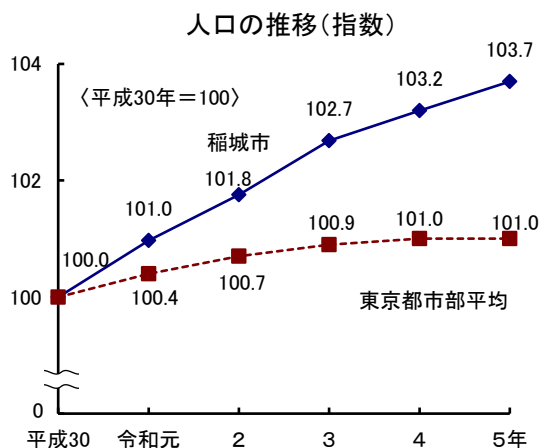
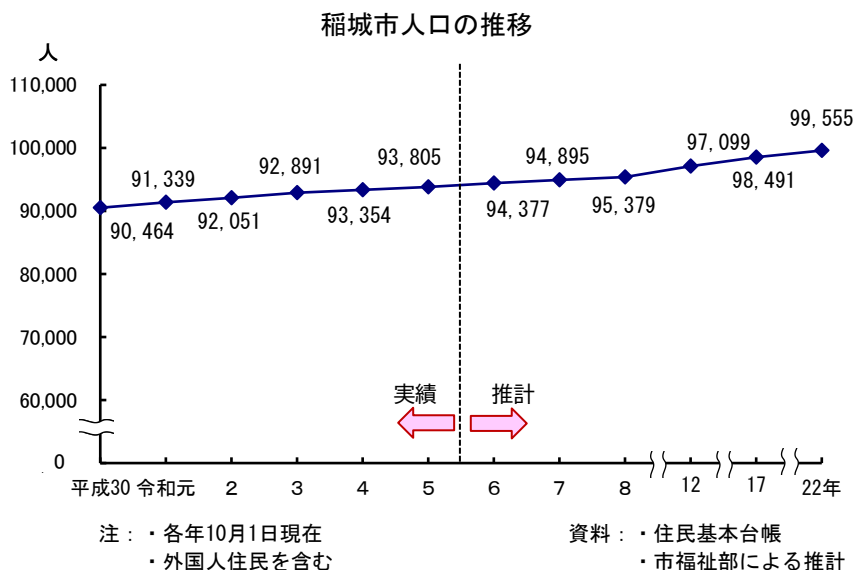
第三次計画策定後の期間における地域の変化をみると、人口は、伸び率に鈍化はみられるものの伸びています。年少人口と生産年齢人口は微減を示し、高齢者人口については着実に増加しています。また、世帯の小規模化が進んでいます。

(1) 人口の動向

ア 人口の推移

本市の人口は、区画整理の進捗等に伴う宅地化等により、依然として増加が続いており、令和5年の人口（令和5年10月1日時点住民基本台帳人口）は93,805人となっています。今後も増加することが予測されており、令和22年では約10万人となる見込みです。

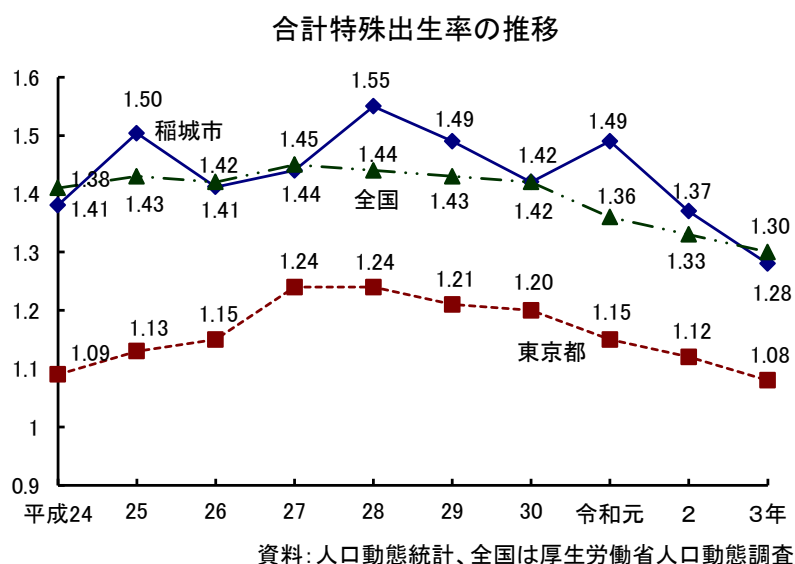
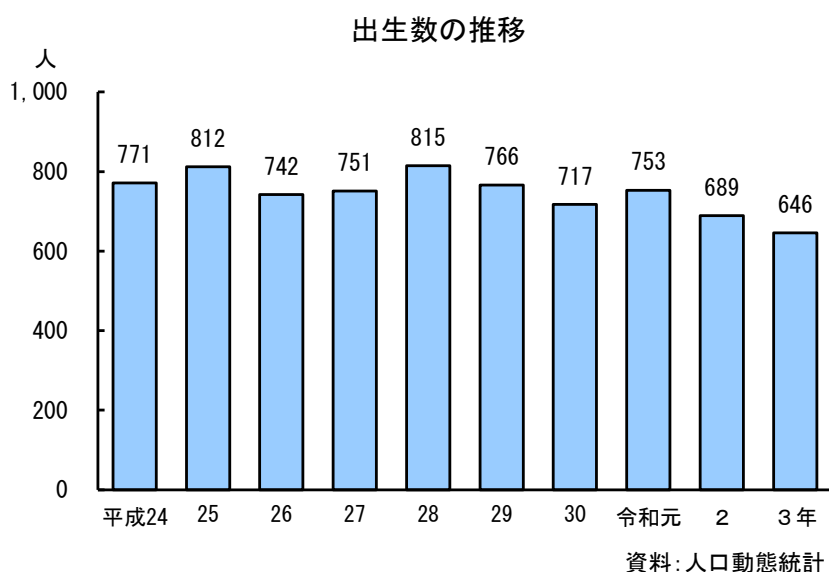
人口の推移に関し、第三次計画が始まった平成30年を100とした指数で東京都市部平均と比較すると、令和5年では本市が103.7、東京都市部平均が101.0であり、本市の人口増加率が高いことが分かります。



イ 出生数と出生率の推移

人口増加に伴い、出生数は増加基調が続いていましたが、近年はほぼ横ばい～微減傾向で、年間約600人～700人台となっています。令和3年は646人となっています。

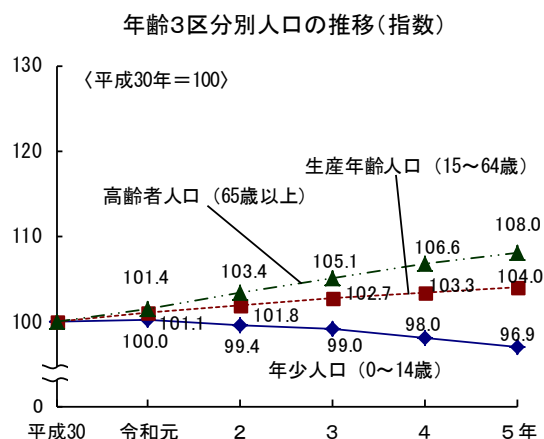
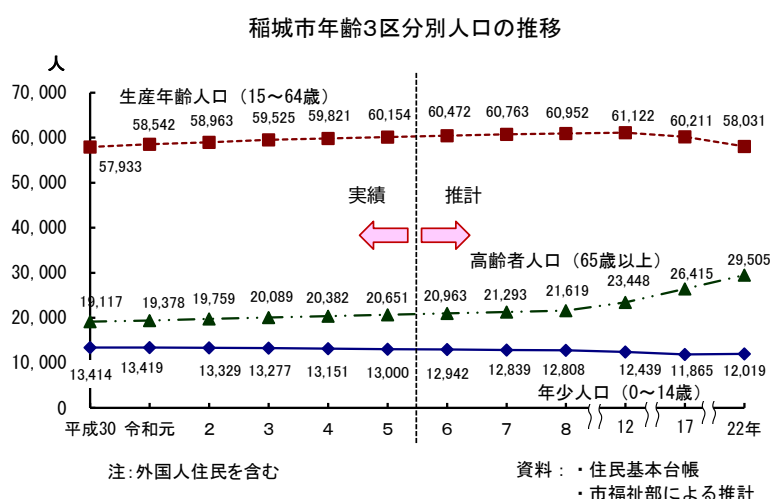
合計特殊出生率については、本市では近年は一貫して東京都を上回る数値を示しています。また、年により上下しているものの、全国値とほぼ同水準か若干上回る数値となっています。



ウ 年齢構成の推移

人口を3区分別でみると、年々、年少人口(0～14歳)は微減、生産年齢人口(15～64歳)は微増、高齢者人口(65歳以上)は増加が続いています。人口の推移と同じく、第三次計画が始まった平成30年を100とした指数を算出すると、令和5年の年少人口は96.9、生産年齢人口は104.0、高齢者人口は108.0となり、高齢者人口の指数の伸びが最も大きくなっています。高齢者人口比率は今後も増加傾向で推移する見込みで、令和22年の予測は29.6% (99,555人中29,505人) となっています。

本市の令和5年(1月1日)の年齢3区分別人口の構成比は、年少人口14.0%、生産年齢人口64.1%、高齢者人口21.9%となっていますが、これを東京都と比較すると、年少人口比率は上回り、生産年齢人口比率・高齢者人口比率は、若干下回っています。



年齢3区分別人口の構成比

単位: %

	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
稲城市	14.0	64.1	21.9
東京都	11.3	66.0	22.7

注: ・令和5年1月1日現在
・外国人住民を含む

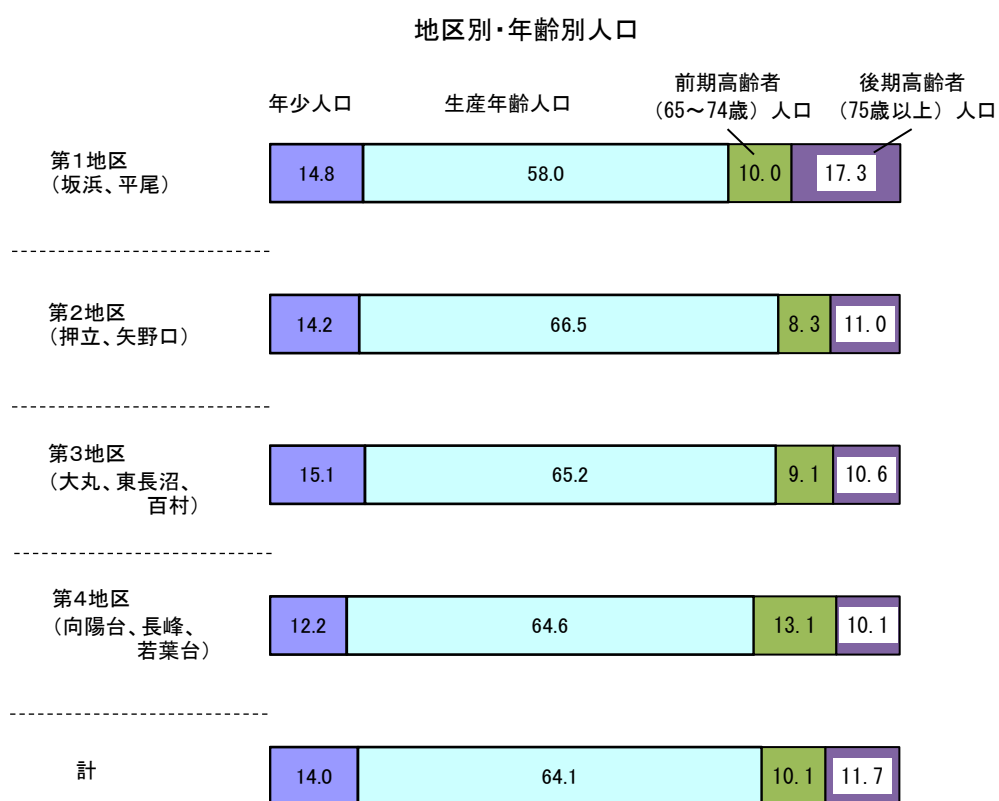
資料: 住民基本台帳

エ 地区別・年齢別の状況

本市では、介護保険法に基づく地域住民の「日常生活圏域」として、第1地区から第4地区までの4圏域を設定しています。

圏域ごとの状況を見ると、第1地区（坂浜、平尾）で高齢化率が高く、27.3%となっています。一方で、第2地区（押立、矢野口）と第3地区（大丸、東長沼、百村）では高齢化率は20%未満にとどまり、生産年齢人口比率が高くなっています。

前期高齢者（65～74歳）・後期高齢者（75歳以上）の構成比では、第4地区（向陽台、長峰、若葉台）では前期高齢者が後期高齢者を上回っていますが、それ以外の地区では後期高齢者が前期高齢者を上回っています。



注：・令和5年1月1日現在
・外国人住民を含む

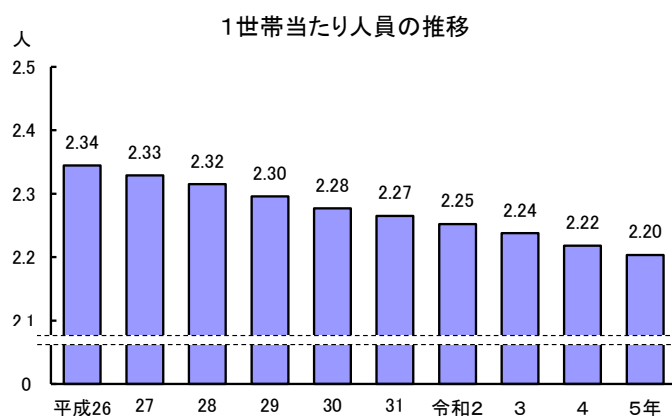
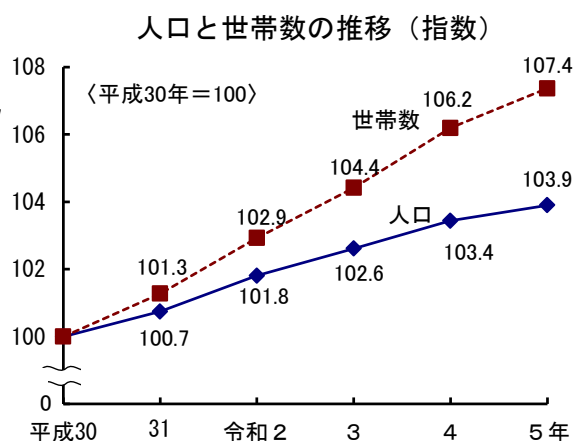
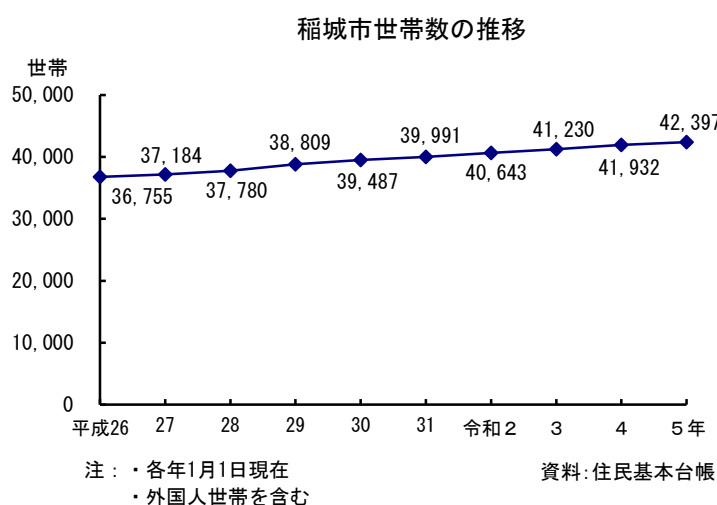
資料：住民基本台帳

(2) 世帯の動向

ア 世帯数の推移

世帯数は一貫して増加が続いており、令和5年1月1日現在の住民基本台帳では42,397世帯となっています。第三次計画が始まった平成30年を100とした指数では、107.4と、同期間の人口の指数103.9を上回っています。

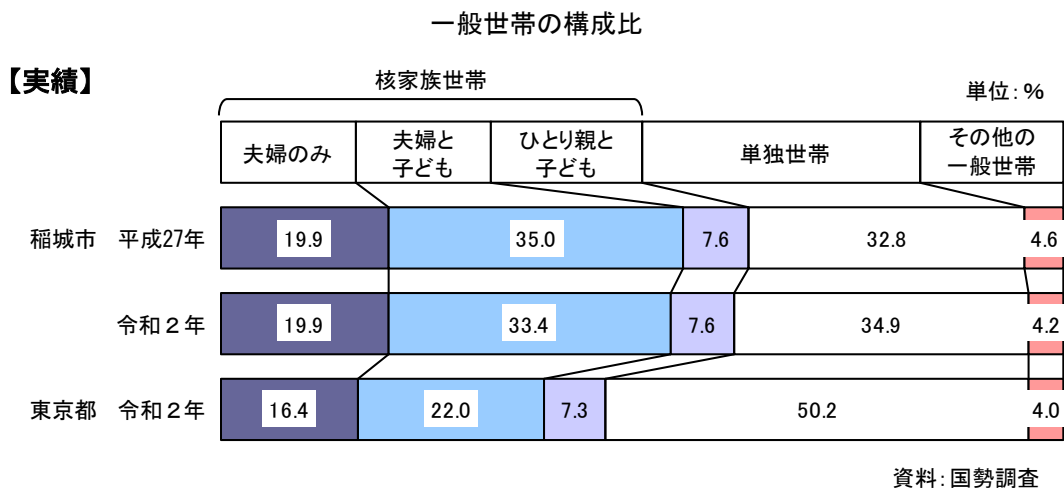
こうした世帯数の増加によって、1世帯当たり人員数の減少が続いており、令和5年では2.20人となっています。



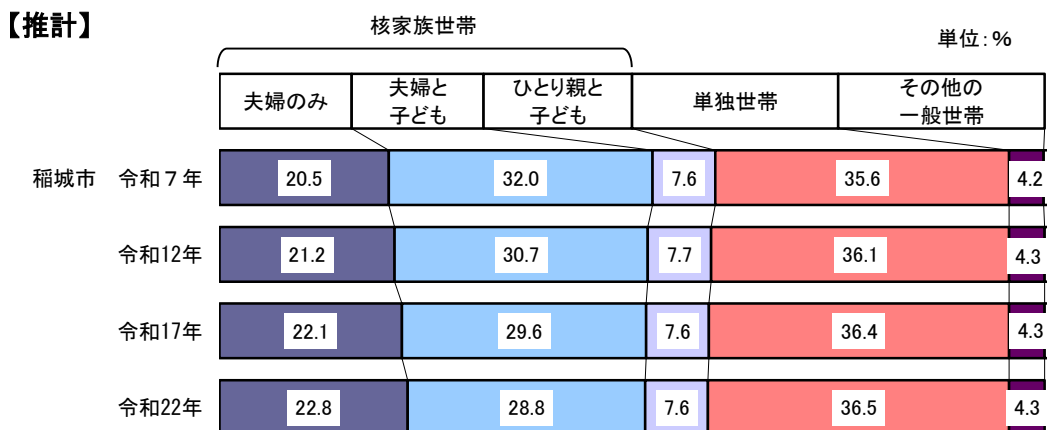
イ 世帯構成

一般世帯の構成比については、本市では「核家族世帯」が多く、その中では「夫婦と子ども」世帯の割合が最も多くを占めており、令和2年の国勢調査結果では33.4%と、東京都の22.0%に対して10ポイント以上上回っています。一方で、ひとり暮らしを指す「単独世帯」については、都よりも15ポイント以上少なくなっています。

推計では、単独世帯、夫婦のみ世帯の割合は増加傾向で推移する一方、夫婦と子からなる世帯の割合は減少する見込みです。



- ・一般世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者などの施設等の世帯を除いたもので住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者と、間借り・下宿などの単身者、寄宿・独身寮などの単身者をいう。
- ・四捨五入の関係で、合計が100.0%になっていない項目がある。



- ・四捨五入の関係で、合計が100.0%になっていない項目がある。

資料：市福祉部による推計

ウ 高齢者世帯の状況

一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、令和2年で32.3%で、そのうち高齢夫婦世帯は10.6%、高齢単身世帯は10.0%となっています。

高齢単身世帯の伸び率は特に高く、平成27年から令和2年にかけての高齢世帯全体では10.4%増であるのに対し、高齢単身世帯では20.6%の増となっています。

高齢世帯の推移

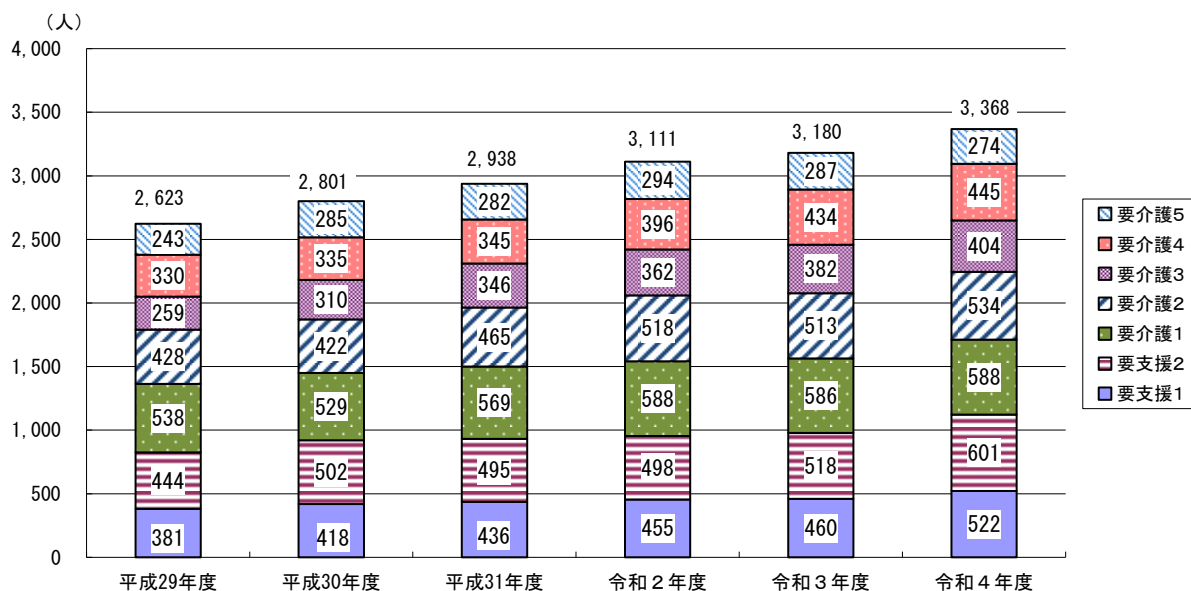
単位：世帯、%

	稲城市				都平均 令和2年 構成比
	平成27年 実数	令和2年		伸び率 R2/H27	
		実数	構成比		
高齢者のいる世帯	11,682	12,896	32.3	10.4	29.5
高齢夫婦世帯	3,948	4,222	10.6	6.9	7.8
高齢単身世帯	3,302	3,981	10.0	20.6	11.2
その他世帯	4,432	4,693	11.8	5.9	10.5
一般世帯	36,510	39,880	100.0	9.2	100.0

資料：国勢調査

高齢者数の増加に伴って、要支援・要介護認定者数も年々増加を示しています。近年では特に、「要支援2」、「要介護3」等が大きく伸びているのが目立っています。

要支援・要介護認定者数の推移



資料：統計いなぎ

エ 障害者世帯の状況

本市の令和4年の障害者手帳交付状況は、身体障害者（児）が2,027人で、総人口93,033人に占める割合はおよそ2.2%、知的障害者（児）は570人で、およそ0.6%となっています。

また、精神疾患の患者のうち、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者は、915人となっています。

障害者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

単位：人

年	身体障害者総数	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由	内部障害	知的障害者総数	精神障害者総数(手帳所持者)
平成29	1,994	125	217	62	1,406	860	481	608
平成30	1,999	142	228	68	1,326	719	513	647
平成31	1,991	137	238	65	1,315	729	523	747
令和2	2,025	144	255	66	1,289	753	564	824
令和3	2,071	157	263	69	1,294	783	550	843
令和4	2,027	151	273	61	1,269	774	570	915

注：各年4月1日現在

資料：統計いなぎ

障害者（児）数 ～種類・程度別内訳～

知的障害は、手帳の等級では「4度」が326人と、最も多くなっています。また、精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

●知的障害 単位：人

1度	2度	3度	4度	合計
18	112	114	326	570

●精神障害 単位：人

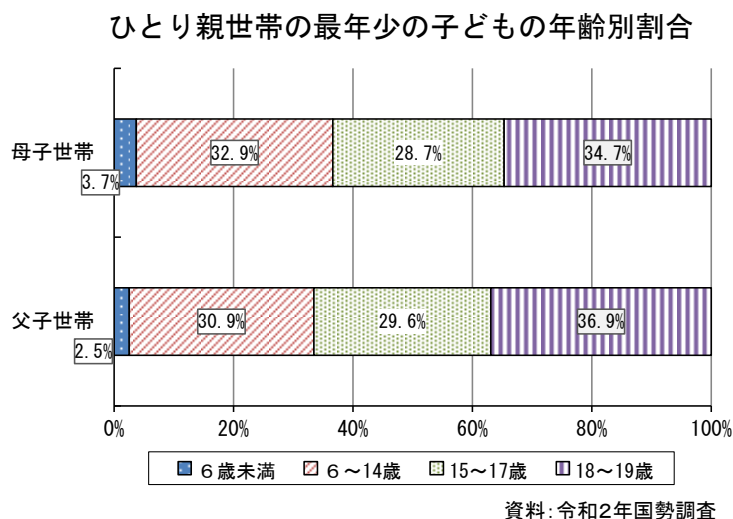
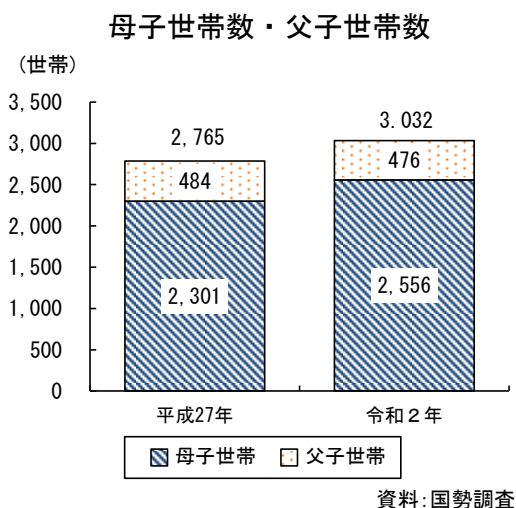
精神障害者保健福祉手帳所持者			
1級	2級	3級	総数
48	433	434	915

注：令和4年4月1日現在

資料：統計いなぎ

オ 子育て世帯の状況

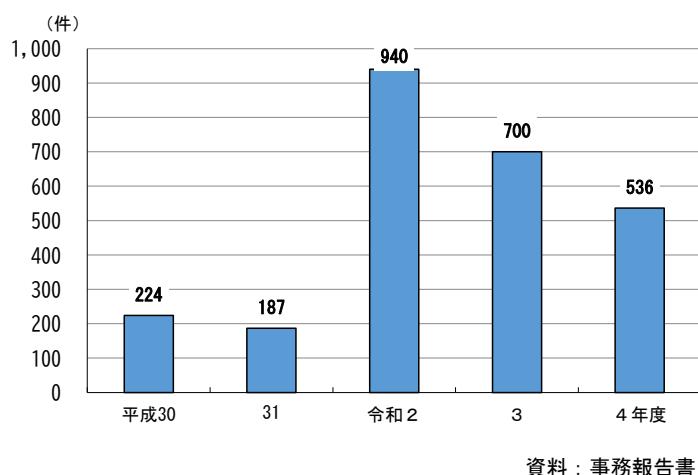
ひとり親世帯は、令和2年で3,032世帯で、平成27年から267世帯増えています。母子世帯、父子世帯における最年少の子どもの年齢別割合をみると、6歳未満と6～14歳を合わせて令和2年で3割台の前半から半ばを占めています。



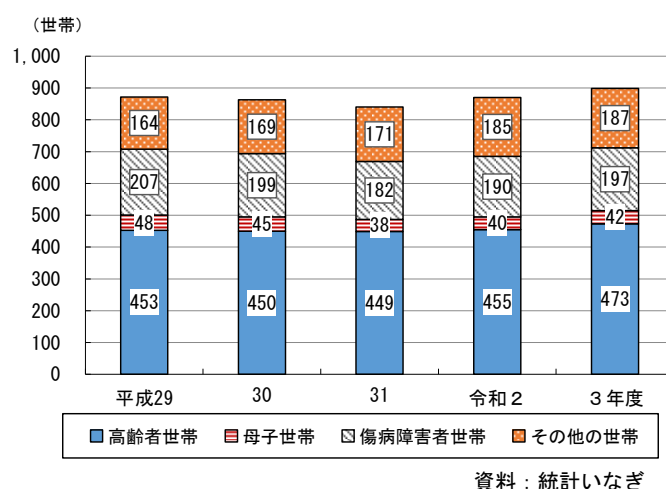
カ 経済的支援の必要な世帯の状況

生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数は、令和2年度が、コロナの影響を受けた相談者の増や、コロナ禍に対する支援制度の新設などに伴い非常に多くなっています。生活保護の受給世帯は、世帯類型別では「高齢者世帯」が最も多くなっています。

生活困窮者自立相談支援事業における新規相談受付件数



生活保護受給世帯数・被保護人員の推移



2 地域福祉を支える活動

(1) 稲城市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動強化を図るため、昭和26年に誕生し、社会福祉法に基づき地域住民と社会福祉関係者などの参加と協力を得て全国の市町村、都道府県に組織化されてきた社会福祉法人です。社会福祉協議会には、住民からも専門職からも、地域生活に関わるあらゆる領域の課題に取り組み、公私協働で解決を図ることが期待され、事業の拡大が図られてきました。

本市においても、昭和46年に稲城市社会福祉協議会が設立され、地域福祉の中核的役割を担い、市、市民、関係者との連携・協働による各種福祉、援護事業などを推進しています。

稲城市社会福祉協議会の事業内容

【在宅福祉サービス事業】

事業名	概要
有償家事援助事業（いなぎほっとサービス）	住民参加による家事援助事業
福祉有償運送事業（ハンディキャブ）	住民参加による歩行が困難な方のための福祉車両運行
寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業	寝たきり等高齢者・重度心身障害者（児）へのおむつの支給
生活支援ホームヘルプサービス事業	援助が必要とされる高齢者への家事援助の支援
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者への日常生活支援のためのヘルパー派遣
同行援護事業	視覚障害者への外出支援
重度訪問介護・居宅介護事業	障害者世帯への家事援助・身体介護の支援
移動支援事業	知的障害者・精神障害者への外出支援
意思疎通支援事業	聴覚障害者等の意思疎通への支援
生活介護事業	重度心身障害者を対象とする生活介護
就労継続支援事業	障害者を対象とする就労の場の提供
育児支援ホームヘルプサービス事業	子育て世帯への家事援助等の支援
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭への家事援助等の支援
ファミリー・サポート・センター事業	住民参加による子育て支援事業
生活福祉資金・たすけあい資金	低所得世帯等への資金貸付け

【相談・援助事業】

事業名	概要
地域福祉コーディネート事業 (CSW)	分野別の相談支援機関では対応困難な課題や地域の困りごとに対し地域住民や関係機関と連携して解決をめざすほか、地域の支え合いの仕組みづくり等の地域福祉コーディネーターによる取り組み
稲城市福祉権利擁護センター (あんしん・いなぎ)	判断能力が不十分な方等の権利擁護や成年後見制度等に関する相談・福祉サービス利用援助、苦情解決委員会の運営など
介護サービス相談員事業	高齢者施設等に相談員を派遣
高齢者無料職業紹介所 (はつらつワーク稲城)	概ね55歳以上の方を対象とする職業紹介、斡旋
計画相談、地域相談支援事業	身体・知的・精神障害者を対象とする総合的な相談援助や、社会参加に向けた支援
障害者地域活動支援センター	
ひとり親家庭カウンセリング相談	心理カウンセラーによる相談
心配ごと相談	民生委員・児童委員による相談

【ボランティア支援・小地域福祉活動】

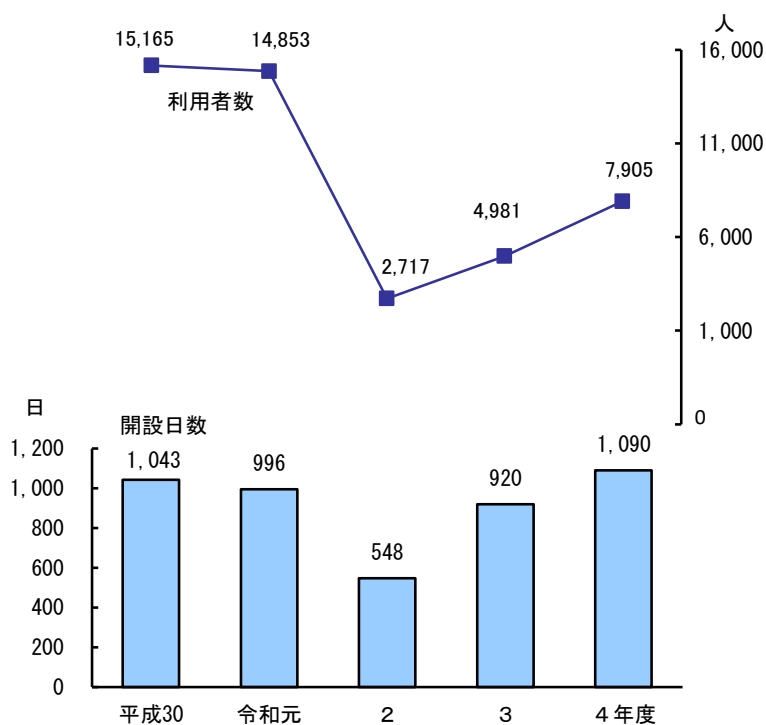
事業名	概要
介護支援ボランティア制度	高齢者によるボランティア活動を通じて、高齢者の社会参加の支援や介護予防の促進
ボランティア活動推進事業	ボランティアに関する相談・コーディネート、ボランティア団体への助成金交付、各種講習会などの実施、ボランティア保険受付け、ふれあい通信の発行等
福祉教育の推進	福祉教育支援、体験学習の実施等
福祉協力店	募金箱の設置に協力いただいている市内事業者・店舗
ふれあいセンター	世代を超えた地域住民の交流の場(8か所)

【その他】

事業名	概要
災害に向けた取り組み	災害ボランティアセンターの設置・運営、防災に関する講座や研修会の開催、防災用備品の整備等
稲城市福祉センター	指定管理者としての施設の維持・管理
稲城市社会福祉法人連絡協議会	市内社会福祉法人による連絡協議会を開催し、共同で地域の公益的な活動等を検討、実施
啓発・広報活動	社協だよりなどの発行、ホームページ・SNSの活用
手話通訳者養成事業(手話講習会)	手話講習会(入門・基礎・応用コース)開催

ふれあいセンターは、社会福祉協議会により運営されています。身近な地域の交流施設として、地域住民のボランティア活動によって実際の運営が行われています。令和5年度現在、市内8か所にふれあいセンターが設けられ、運営協力者（コーディネーター）のもと、高齢者を中心に子どもから高齢者まで幅広い年齢層により利用されています。

ふれあいセンター開設日数・利用者数の推移



ふれあいセンター運営協力者数（令和4年度）

名称	人数
ふれあいセンター平尾	11人
ふれあいセンター押立	14人
ふれあいセンター坂浜	8人
ふれあいセンター矢野口	12人
ふれあいセンター百村・東長沼	10人
ふれあいセンター向陽台	13人
ふれあいセンター大丸	10人
ふれあいセンター長峰	20人
合計	98人

資料：稲城市社会福祉協議会事業報告書

(2) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、地域社会の福祉を増進することを目的として、市町村の区域に置かれている民間の奉仕者であり、厚生労働大臣から委嘱されています。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。また、民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。

主な職務は、市民の生活実態を必要に応じて把握し、援助を必要とする人の能力に応じて自立した生活ができるように、相談・助言・援助を行います。また、社会福祉事業者等と密接に連携してその活動を支援するとともに、福祉事務所や関係行政機関の業務への協力なども行います。

民生委員・児童委員の相談・活動状況（令和4年度）

● 相談状況	件数	■ 活動状況	件数
子どもの教育、学校生活	482 件	行事、事業、活動への参加協力	2,051 件
子どもの地域生活	748 件	地域福祉活動・自主活動	4,824 件
日常的な支援	87 件	民生・児童委員協議会運営・研修	2,056 件
在宅福祉	58 件	調査・実態把握	637 件
その他(介護保険、生活環境、家族関係他)	811 件	その他(証明事務他)	117 件
合 計	2,186 件	合 計	9,685 件

(3) 自治会

自治会は、一定の区域内に住所を有する人たちの地縁に基づいて形成された組織で、より良い地域づくりと住民相互の親睦を深めるための活動や取り組みなどを主体的に行っています。住みよいまちづくりのためには、行政サービス（公助）だけでなく、地域の住民による支え合い（共助）が必要であり、自治会のさまざまな活動や取り組みは、そのような地域の「共助」を強める役割を担っています。

市内の各地域や共同住宅には自治会や管理組合が組織され、防犯・防災活動、環境美化・福祉活動への協力、文化・交流事業、地域の課題解決、行政との協働、他団体との連携など、活発な活動が行われています。

また、防災活動に関しては、被害を少しでも減らすため、災害時における地域での助け合いや初期消火などを行う「自主防災組織」が自治会や管理組合単位で設置され、防災訓練、防災用品の備蓄、要配慮者対策などの取り組みが行われています。

(4) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、個人と公共の福祉に寄与することを使命としています。

主な職務として、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、各種調整や相談を行っています。また、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生への理解の啓発活動として「社会を明るくする運動」に取り組むほか、学校、行政その他の関係機関・団体と連携し、更生保護活動を行っています。

(5) ボランティア

ボランティアとは、伝統的な定義では「自発性、無償性、社会性に基づく活動」とされましたが、近年では、「社会システム等の中に存在しない機能を創造的で自由な発想で補完する」という先駆性や補完性といった概念も加わって、変化してきています。実費の弁済や一定の謝礼を受ける“有償ボランティア”も定着しているという現状もあります。

社会福祉協議会では、ボランティア活動を始めたい人とボランティアに手伝ってほしい人などの相談をそれぞれ受けてコーディネートを行う「ボランティアセンター」を運営しています。また、ボランティア研修や体験ボランティア事業、ボランティアグループへの情報提供や活動助成など、ボランティア活動の支援に取り組んでいます。

本市では、介護支援ボランティア制度により、ボランティア活動に一定の付加価値を付け、活動に取り組みやすい環境の整備に努めています。

(6) 社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉法の規定に基づき設立される法人です。社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な高齢者、障害のある人、子育て世帯、生活困窮者などの福祉ニーズに対応する、公益性の高い非営利法人です。

平成28年の社会福祉法改正では、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」ことが明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が定められています。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定であり、少子高齢化や人口減少等が進行していくなか、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取組みを通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

平成30年度、市内に事業所を置く社会福祉法人により「稲城市社会福祉法人連絡協議会」が組織化されました。市内の社会福祉法人による研修や共催事業の実施、また、「公益的な取組み」を始める法人も出て来る中で、複数の法人による共同の取組みもみられるようになりました。

(7) NPO法人

民間非営利団体による福祉などのさまざまな分野での地域貢献活動が活発化しています。こうした社会貢献の活動を一層促進するため、平成10年、簡易な手続きで法人格を付与することなどを目的とする「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行されています。この法律に基づいて認定を受けたNPO団体が「NPO法人（特定非営利活動法人）」です。

市内には、多数のNPO法人があり、子どもや高齢者、障害のある人などを対象として幅広い活動を行っています。平成18年に「市民活動サポートセンターいなぎ」が設立され、市民活動の相互交流の促進と情報提供事業を通して支援を行っており、福祉に関連するNPO法人も登録して活動を行っています。

3 地域福祉に関する市民のニーズ・意識

本計画策定に向けた基礎資料とするために令和4年度に実施した市民アンケート調査の結果（抜粋）です。（前回調査は平成28年度に実施）

<アンケート調査の概要>

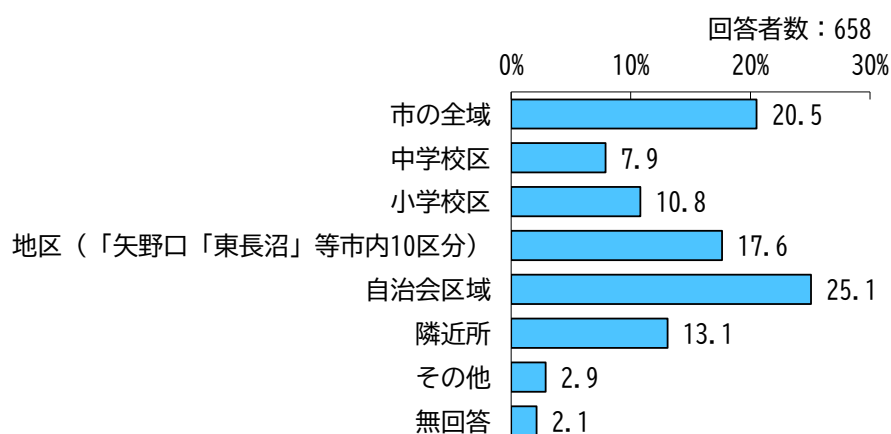
- 調査区域：市内全域
- 調査対象：18歳以上の市民
- 抽出方法：無作為抽出
- 対象者数：2,000
- 実施方法：郵送配付—郵送回収法（*回収については、WEB回答も併用）
- 実施時期：令和5年2月下旬～3月
- 回収結果

有効回収数	有効回収率
658	32.9%

(1) 地域のとらえ方について

身近な「地域」と言う場合に地域はどの範囲を指すかについては、「自治会区域」という回答が最も多くなっており、身近な地域のことを考える際に、自治会が大きな影響を与えていることがうかがえます。

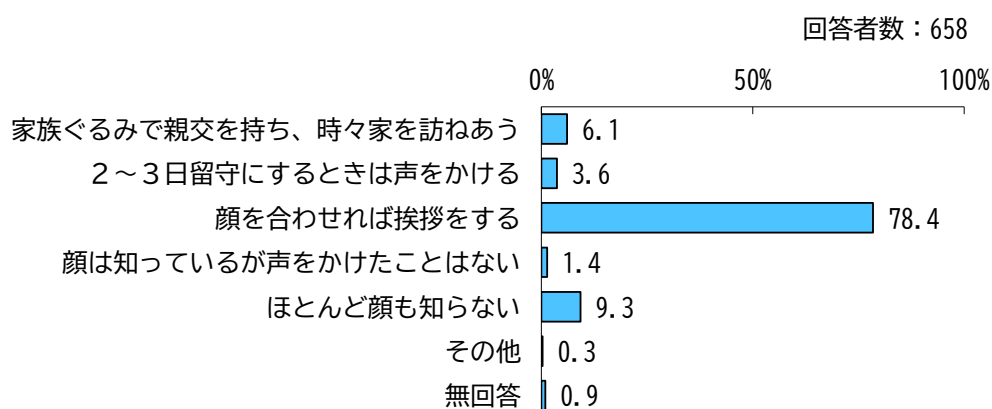
● 身近な「地域」と言う場合に地域はどの範囲を指すか



(2) 地域との関わり方について

隣近所とのつきあいの程度についての質問の結果は、「顔を合わせれば挨拶をする」という回答が約8割を占めて最も多く、近所づきあいについての考えの質問では、「まあ大切だと思う」が約6割を占めて最も多くなっています。

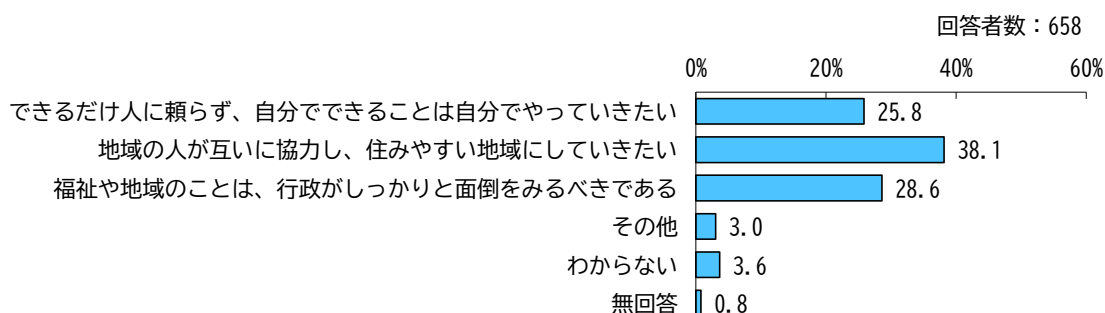
● 隣近所とのつきあいの程度



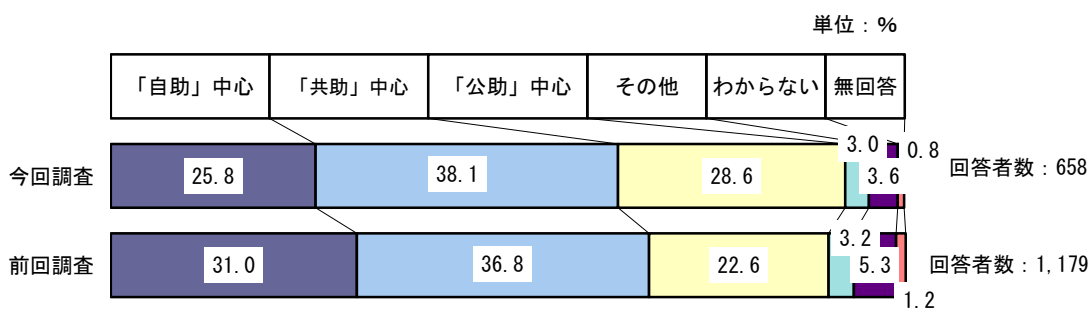
地域における福祉や地域の住民同士の支えあいがどのような形で進められるのが望ましいと考えるかでは、「地域の人々が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい(「共助」中心)」(38.1%)との回答が最も多く、次いで「福祉や地域のことは、行政がしっかりと面倒をみるべきである(「公助」中心)」(28.6%)が多くなっています。

前回のアンケート調査結果と比較して、「自助」中心の考え方が5.2ポイント減少し、「公助」中心の考え方が6ポイント増加しています。高齢化等によって「自助」を行える人が減って、「公助」(支援)を求める人が増えていることが推測され、「共助」による支え合いの社会づくりを推進していくことの重要性が増していると考えられます。

● 地域における福祉や地域の住民同士の支えあいがどのような形で進められるのが望ましいと考えるか



【経年比較】



(3) 自治会への加入

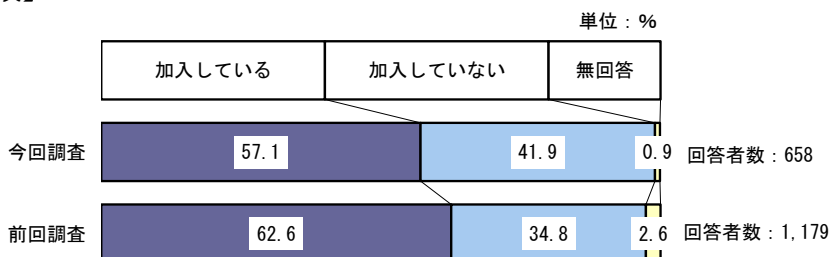
自治会への加入状況については、「加入している」が57.1%で、「加入していない」を上回っていますが、18～49歳までの比較的若い層では「加入していない」が多くなっています。また、市内居住年数別でみると、居住歴10年未満の層では「加入していない」が多くなっています。

前回のアンケート調査結果と比較して、「加入している」は5.5ポイント減少し、他方、「加入していない」は7.1ポイント増加しています。地域を支える組織である自治会を担う人員の減少が懸念されます。

● 地域の自治会に加入しているか
単位：%

	合計	加入している	加入していない	無回答
全体	658	57.1	41.9	0.9
18～29歳	59	27.1	71.2	1.7
30～39歳	90	38.9	61.1	0.0
40～49歳	127	45.7	52.8	1.6
50～59歳	123	65.0	34.1	0.8
60～69歳	85	69.4	30.6	0.0
70～79歳	103	70.9	28.2	1.0
80歳以上	63	77.8	20.6	1.6
3年未満	60	20.0	76.7	3.3
3～10年未満	118	39.8	60.2	0.0
10～20年未満	170	64.7	34.1	1.2
20年以上	301	66.8	32.6	0.7

【経年比較】

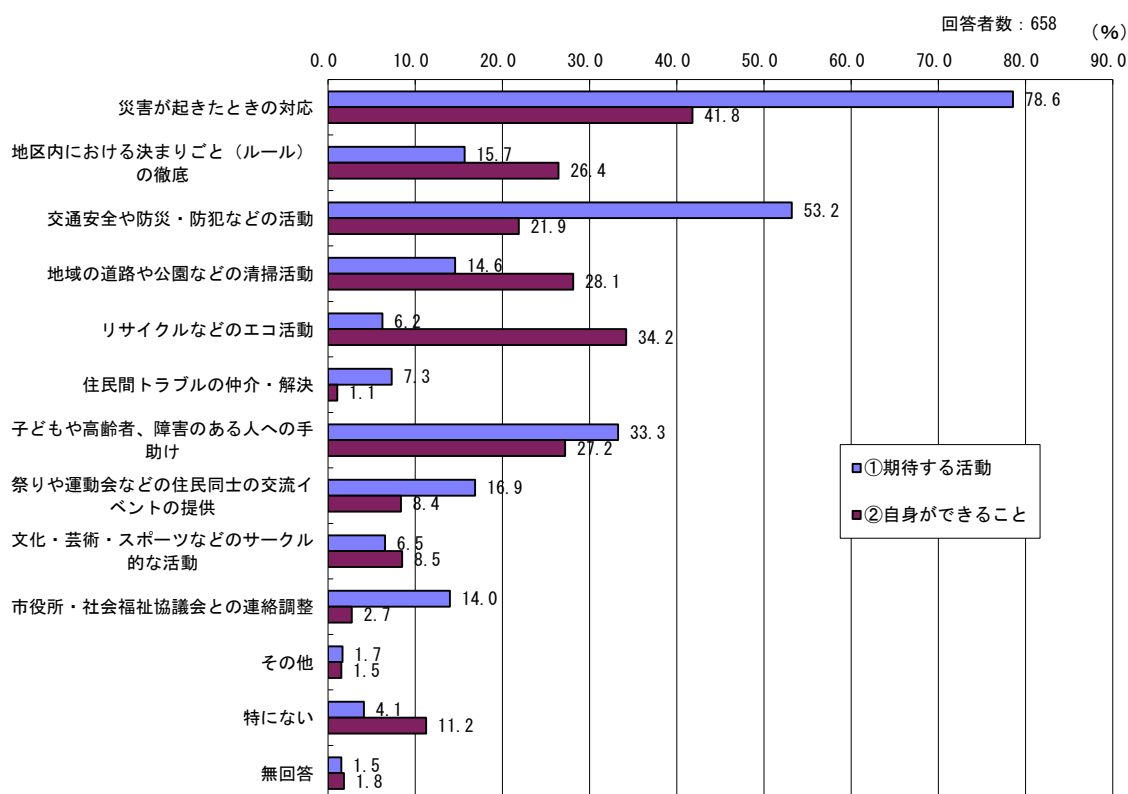


(4) 地区組織等への期待と参加

安心して暮らしていくため地域の中で、“①行政区等の地区にある組織や団体等に期待する活動”としては、「災害が起きたときの対応」という回答が最も多く、「子どもや高齢者、障害のある人への手助け」、「交通安全や防災・防犯などの活動」が続いています。

また、“②自身が地区組織等に対してできると思うこと”については、「災害が起きたときの対応」が最も多く、次いで「リサイクルなどのエコ活動」が多く、「子どもや高齢者、障害のある人への手助け」、「地域の道路や公園などの清掃活動」「地区内における決まりごと（ルール）の徹底」等が続いています。

- 安心して暮らしていくため地域の中で行政区等の地区にある組織や団体等に①期待する活動 と②自身ができると思うこと

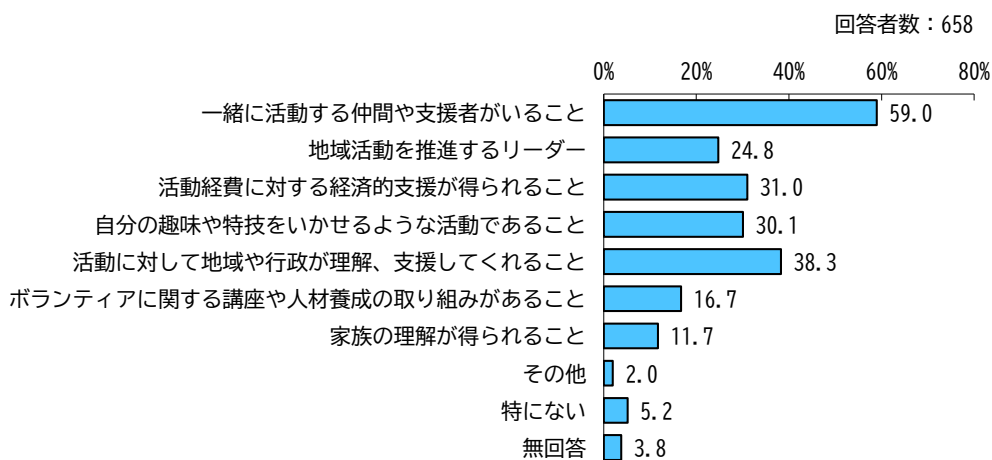


(5) 地域活動やボランティア活動に必要なこと

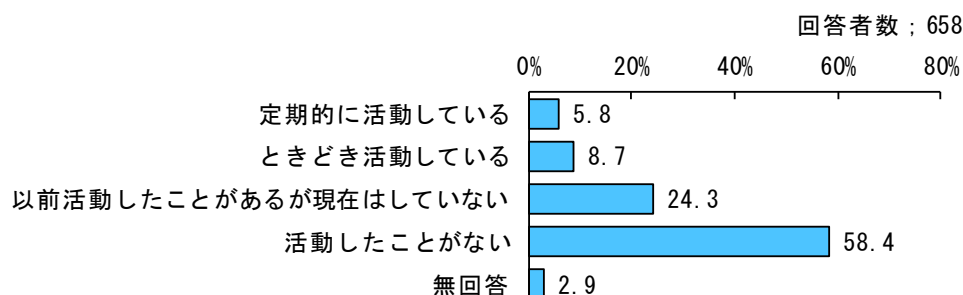
地域活動、ボランティア活動を活発にしていくために必要と思うこととしては、「一緒に活動する仲間や支援者がいること」という回答が最も多く、次いで「活動に対して地域や行政が理解、支援してくれること」が多くなっています。

現在の地域活動、ボランティア活動の状況については、「活動したことがない」という回答が最も多く、次いで「以前活動したことがあるが現在はしていない」が多くなっています。また、現在活動していない理由は、「参加・活動する時間的余裕がない」が最も多く、「参加方法がわからない」等が続いており、課題がうかがえます。

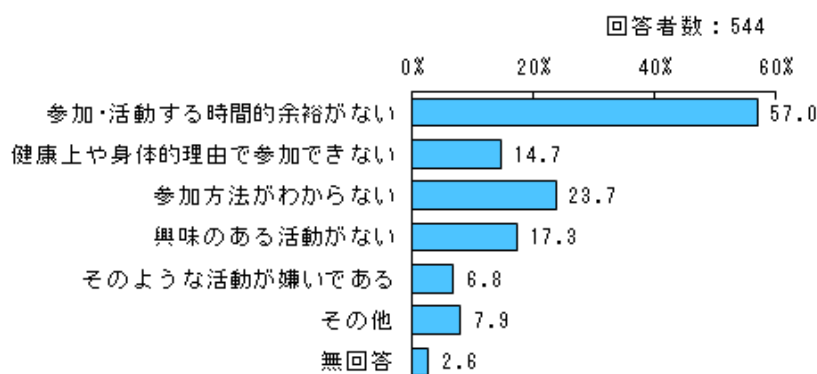
● 地域活動やボランティア活動を活発にしていくために必要と思うこと



● 地域活動やボランティア活動をしているか



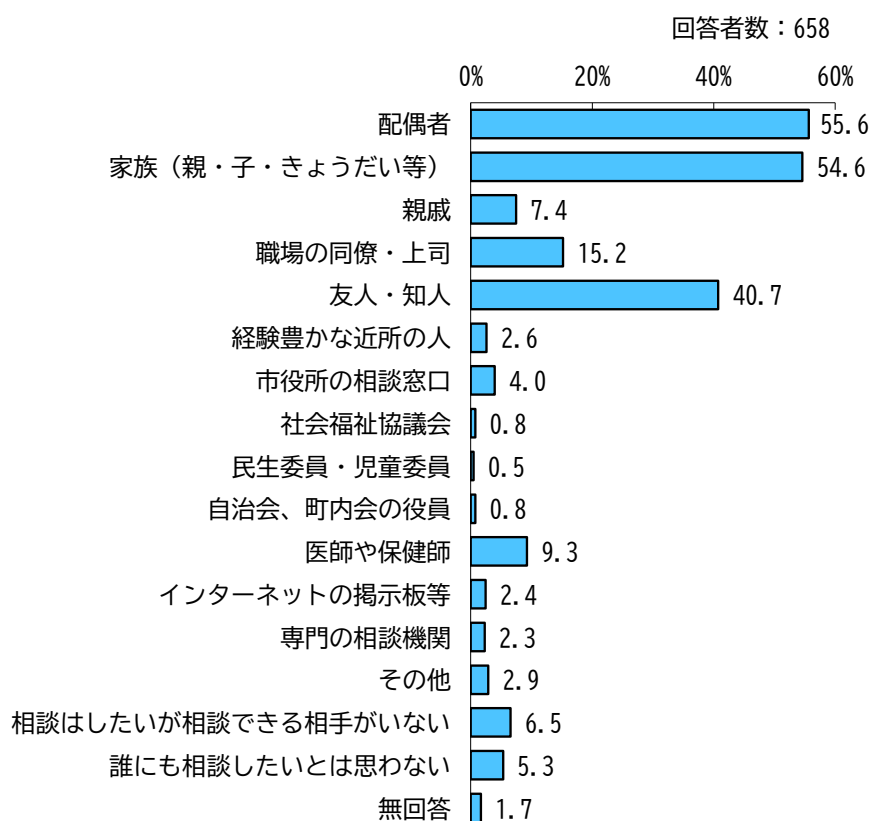
● 活動していない理由



(6) 困りごと・相談について

困りごとや悩みの相談先としては、「配偶者」、「家族（親・子・きょうだい等）」との回答が多くなっており、「市役所」「社会福祉協議会」等の窓口はごく少数となっています。また、「相談はしたいが相談できる相手がない」も少数ながら一定数います。

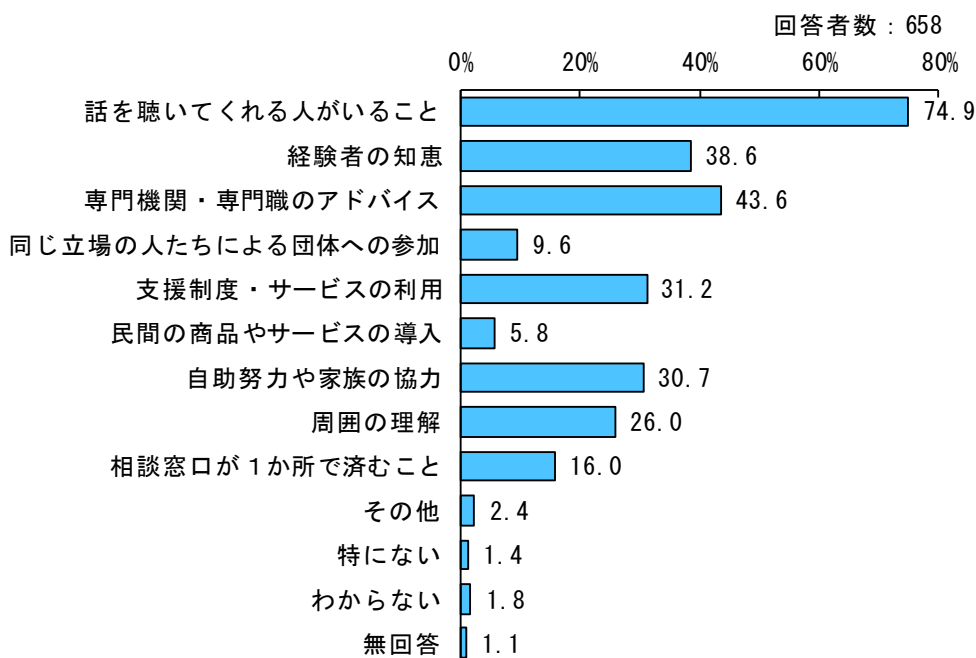
● 困りごとや悩みの相談先



困りごとや悩みの解決で重要なこととしては、「話を聴いてくれる人がいること」が最も多く、「専門機関・専門職のアドバイス」、「経験者の知恵」等が続いています。

相談の場や知識経験者による相談対応、助言等のニーズが多くあることや、「支援制度・サービスの利用」が3割を超えていることから、悩み等の内容にもよりますが、公的な相談窓口の認知度・利用度を上げていくことが課題となります。

● 困りごと、悩みの解決で重要なこと



(7) 福祉サービス情報の入手方法について

福祉サービスに関する必要な情報の入手状況を質問した結果は、「充分ではないがある程度入手できている」という回答が最も多い一方で、「あまり入手できていない」・「ほとんど入手できていない」を合わせた“入手できていない”が4割台半ばに達しており、情報入手に困難を抱えている人が多いことがうかがえますが、“入手できていない”の割合は前回調査と比べて減少し、状況の改善を示しています。

● 福祉サービスに関する必要な情報の入手状況

単位：%

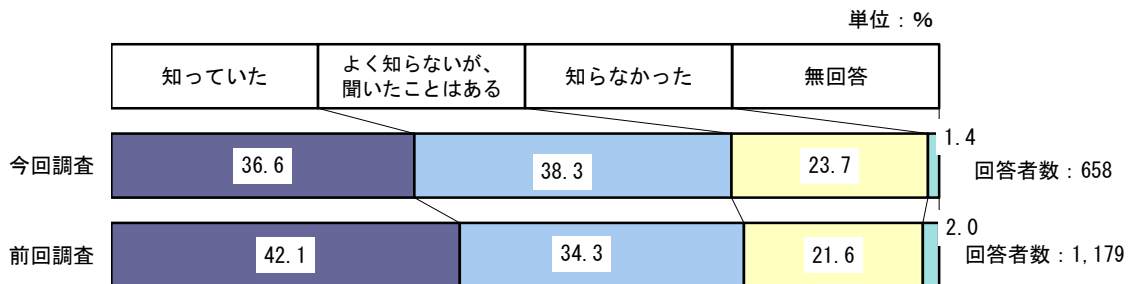
	回答者数	充分入手できている	充分ではないがある程度	あまり入手できていない	ほとんど入手できていない	は、どちらとも言えない（または、わからない）	福祉に関する情報を必要とし	無回答
今回調査	658	4.0	32.7	23.7	20.8	9.4	5.8	3.6
前回調査	1,179	3.0	24.3	24.4	21.9	12.8	6.6	7.1

(8) 成年後見制度の認知状況

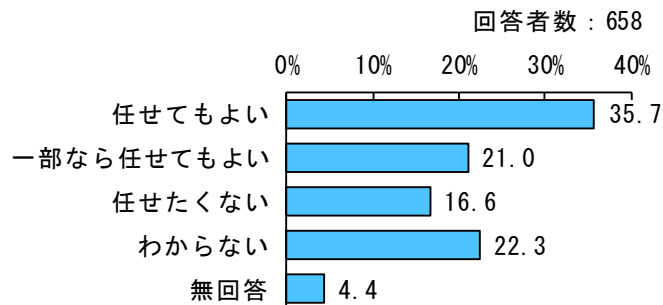
「成年後見制度」の認知度については、「よく知らないが、聞いたことはある」という回答が最も多く、次いで「知っていた」が多くなっています。前回調査時の同一質問と結果を比べると、今回結果では「よく知らないが、聞いたことはある」が4ポイント増えている一方で、「知っていた」は5.5ポイント減少し、「知らなかった」も微増しています。

財産管理や契約などについて自身で判断できなくなった場合に、選任された「成年後見人」等に財産管理などを任せてよいかは、「任せてもよい」との回答が最も多く、以下「わからない」、「一部なら任せてもよい」等の順になっています。

● 成年後見制度を知っていたか



- 「成年後見人」に財産管理を任せることについてどう思うか



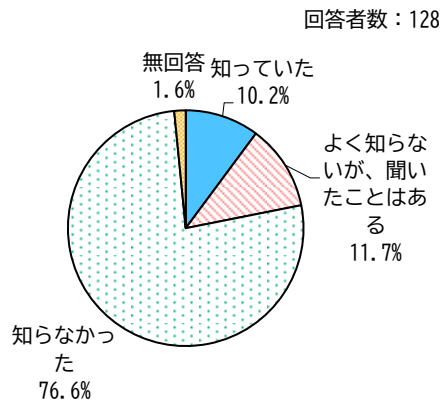
(9) 避難行動要支援者市民相互支援ネットワークの認知・利用状況、利用意向

自分や家族の中に災害時にひとりで避難または対処することができない人がいると回答した方の「避難行動要支援者登録名簿」の認知度に関しては、「知らなかった」が4分の3以上を占めて最も多く、「知っていた」は約1割にとどまります。

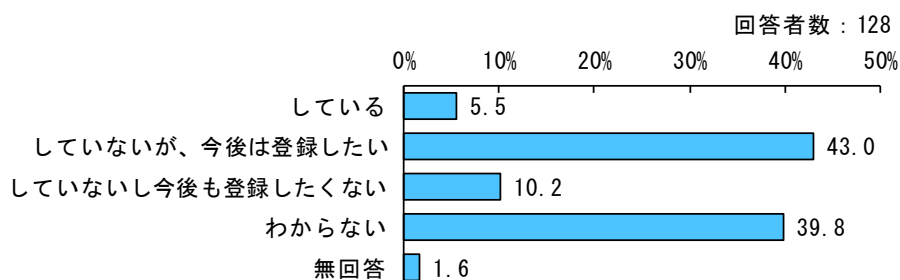
また、避難できない方の名簿への登録については、「していないが、今後は登録したい」との回答が最も多くなっています。

- 避難行動要支援者市民相互支援ネットワークの認知状況と登録の意向

【認知】



【登録】

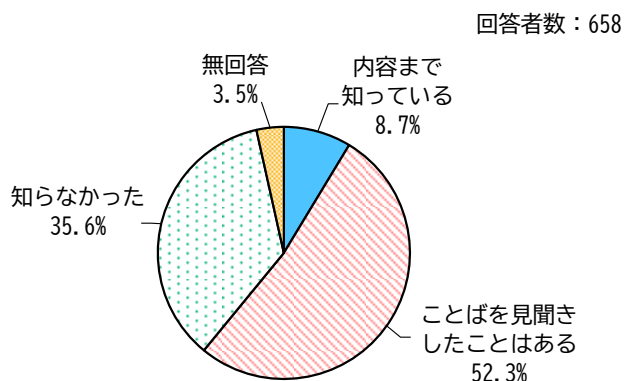


(10) 必要な生活困窮者支援策

生活困窮者のための相談窓口である「福祉くらしの相談窓口」の認知状況は、「ことばを見聞きしたことはある」との回答が最も多くなっています。

前回調査の結果と比較すると、窓口を“知らなかった”割合が減少しており、認知度の向上がうかがえます。

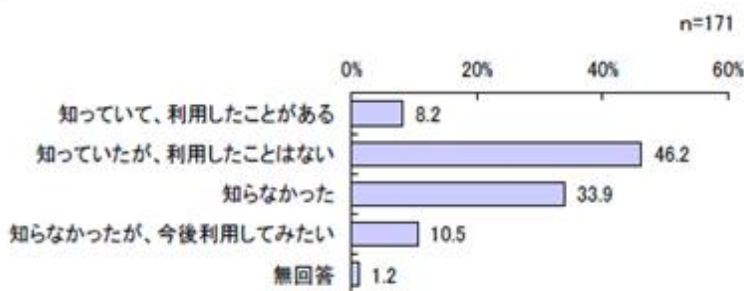
● 福祉くらしの相談窓口を知っていたか



《参考：前回調査》

問：生活に困っている方のための相談窓口（「福祉くらしの相談窓口」）が市役所（生活福祉課）にあることを、あなたはご存知でしたか。

「知っていたが、利用したことはない」（46.2%）が最も多く、次いで「知らなかった」（33.9%）が多くなっている。



(11) 近年の多様な課題に関する認知状況

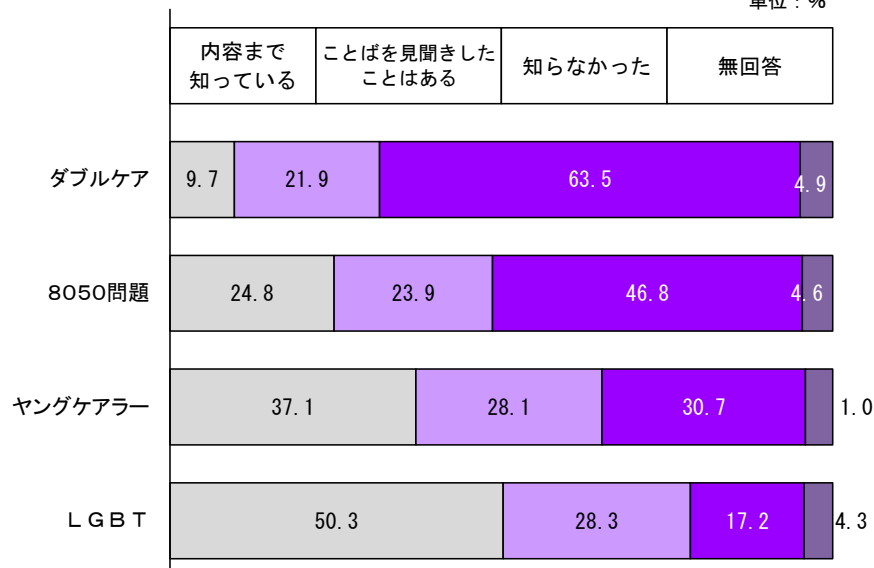
近年の福祉分野における多様な課題についての認知状況は、“LGBT”では認知度が高く「内容まで知っている」が過半数で最も多くなっています。

反対に、“ダブルケア”では「知らなかった」が6割を超えて最も多く、認知度が相対的に低くなっています。

・福祉等各分野の課題項目の認知状況。

※ 回答者数…658

単位：%

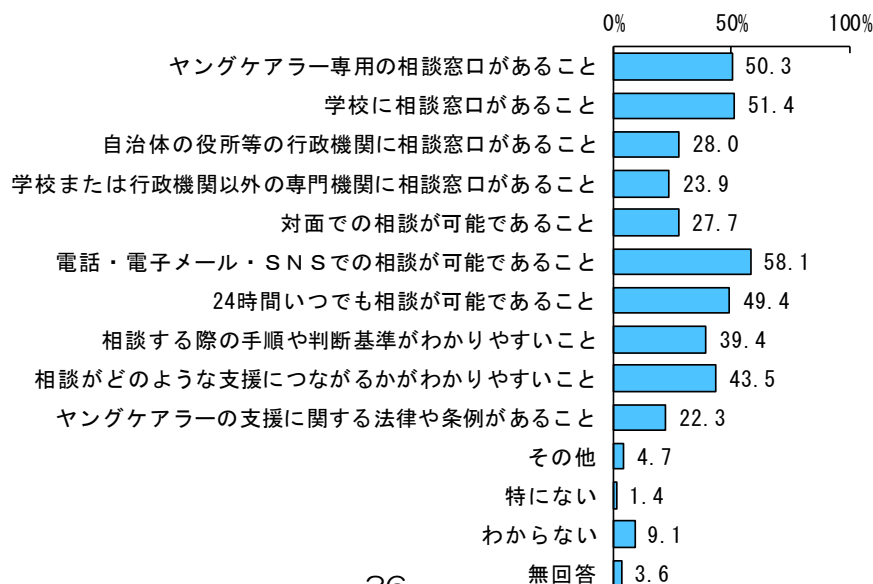


(12) ヤングケアラーが相談しやすい環境づくりにつながる仕組み等

「ヤングケアラー」が相談しやすい環境づくりにつながると思う仕組みや取組みとしては、「電話・電子メール・SNSでの相談が可能であること」という回答が最も多く、「学校に相談窓口があること」、「ヤングケアラー専用の相談窓口があること」等が続いています。

● 相談しやすい環境づくりにつながると思う仕組み等

回答者数：658



(13) ひきこもり状態にある人について

● 総論

下記の国資料に示す通り、「ひきこもり」状態とは、「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上、概ね家庭にとどまり続けている状態（*他者と交わらない形で外出をしている場合も含む）」を指す現象概念です。「狭義のひきこもり」に、「趣味」の用事の時だけ外出するケースを加えたのが「広義のひきこもり」です。

本市のアンケート調査に際して、資料に示す国の質問と同一の内容で質問したところ、本市におけるひきこもり状態にある人の比率は、18～39歳・40～69歳とも約5.4%で、国の調査結果と比べて多めということになります。

II 実態把握 内閣府「生活状況に関する調査」

- 無作為抽出した標本数5,000人に対して、調査票を配布。
- 「ふだんのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニなどには出かける、④趣味の用事の時だけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義。（①～③が狭義のひきこもり群、④が準ひきこもり群）

調査時期	調査対象者	有効回答数	広義のひきこもり群						
						(内訳)			
			実数	出現率	推計数	狭義のひきこもり群		準ひきこもり群	
			実数	推計数	実数	推計数	実数	推計数	
平成27年度	15～39歳	3,115人	49人	1.57%	54.1万人	16人	17.6万人	33人	36.5万人
平成30年度	40～64歳	3,248人	47人	1.45%	61.3万人	28人	36.5万人	19人	24.8万人

	合計	狭義のひきこもり群	準ひきこもり群	非該当	無回答
全体	658	44	37	555	22
	100.0	6.7	5.6	84.3	3.3
18～39歳	149	5	3	140	1
	100.0	3.4	2.0	94.0	0.7
40～69歳	335	9	9	314	3
	100.0	2.7	2.7	93.7	0.9
70歳以上	166	30	22	96	18
	100.0	18.1	13.3	57.8	10.8



	合計	広義のひきこもり群	非該当	無回答
全体	658	81	555	22
	100.0	12.3	84.3	3.3
18～39歳	149	8	140	1
	100.0	5.4	94.0	0.7
40～69歳	335	18	314	3
	100.0	5.4	93.7	0.9
70歳以上	166	52	96	18
	100.0	31.3	57.8	10.8

● 日常生活の困りごとや悩みの相談先（広義のひきこもり）

18～39歳のひきこもり群・40～69歳のひきこもり群とも、「家族（親・子・きょうだい等）」という回答が最も多くなっています。（40～69歳では、「配偶者」も同数1位となっています。）

	合計	配偶者	家族 (親・子・きょうだい等)	親戚	職場の同僚・上司	友人・知人	経験豊かな近所の人	市役所の相談窓口	社会福祉協議会	民生委員・児童委員	自治会・町内会の役員	医師や保健師	インターネットの掲示板等	専門の相談機関	その他	相談したいが相談できる相手がいない	誰にも相談したいとは思わない	無回答
全体	658	366	359	49	100	268	17	26	5	3	5	61	16	15	19	43	35	11
	100.0	55.6	54.6	7.4	15.2	40.7	2.6	4.0	0.8	0.5	0.8	9.3	2.4	2.3	2.9	6.5	5.3	1.7
18～39歳-広義のひきこもり群	8	3	5	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0
	100.0	37.5	62.5	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	12.5	0.0	12.5	0.0
18～39歳-該当しない	140	68	98	11	33	90	6	2	0	0	0	11	5	3	3	4	5	0
	100.0	48.6	70.0	7.9	23.6	64.3	4.3	1.4	0.0	0.0	0.0	7.9	3.6	2.1	2.1	2.9	3.6	0.0
40～69歳-広義のひきこもり群	18	8	8	1	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	0
	100.0	44.4	44.4	5.6	0.0	16.7	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	11.1	22.2	0.0
40～69歳-該当しない	314	199	153	22	66	122	6	11	1	0	1	18	9	8	9	27	14	4
	100.0	63.4	48.7	7.0	21.0	38.9	1.9	3.5	0.3	0.0	0.3	5.7	2.9	2.5	2.9	8.6	4.5	1.3
70歳以上-広義のひきこもり群	52	23	24	3	0	10	1	5	2	1	0	9	0	2	0	3	4	1
	100.0	44.2	46.2	5.8	0.0	19.2	1.9	9.6	3.8	1.9	0.0	17.3	0.0	3.8	0.0	5.8	7.7	1.9
70歳以上-該当しない	96	57	56	9	1	34	3	6	2	2	4	16	0	1	3	6	2	2
	100.0	59.4	58.3	9.4	1.0	35.4	3.1	6.3	2.1	2.1	4.2	16.7	0.0	1.0	3.1	6.3	2.1	2.1

● 現在の状態を相談したい相談機関

18～39歳のひきこもり群では「精神科医がいる」と「どのような機関にも相談したくない」が、40～69歳のひきこもり群では「親身に聴いてくれる」と「医学的な助言をくれる」と「自宅から近い」が、最も多くなっています。

	合計	親身に聴いてくれる	医学的な助言をくれる	心理学の専門家がいます	精神科医がいる	同じ悩みを持つ人と出会える	匿名で（自分の名前を知られずに）相談できる	無料で相談できる	公的機関の人や医療の専門家ではない民間団体である	自宅に専門家が来てくれる	自宅から近い	あてはまるものはない	どのような機関にも相談したくない	無回答
全体	100	24	19	11	12	8	6	15	0	4	12	24	12	21
	100.0	24.0	19.0	11.0	12.0	8.0	6.0	15.0	0.0	4.0	12.0	24.0	12.0	21.0
18～39歳-広義のひきこもり群	8	2	0	1	3	0	1	1	0	0	2	2	3	0
	100.0	25.0	0.0	12.5	37.5	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	25.0	25.0	37.5	0.0
18～39歳-該当しない	2	1	1	1	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0
	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
40～69歳-広義のひきこもり群	18	5	5	1	2	1	1	4	0	0	5	4	2	4
	100.0	27.8	27.8	5.6	11.1	5.6	5.6	22.2	0.0	0.0	27.8	22.2	11.1	22.2
40～69歳-該当しない	2	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0
	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
70歳以上-広義のひきこもり群	52	11	10	5	3	6	3	8	0	2	1	14	4	10
	100.0	21.2	19.2	9.6	5.8	11.5	5.8	15.4	0.0	3.8	1.9	26.9	7.7	19.2
70歳以上-該当しない	5	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2
	100.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	40.0	0.0	40.0

● 必要な福祉サービス情報の入手の程度

18～39歳のひきこもり群では「充分ではないがある程度入手できている」と「ほとんど入手できていない」が、40～69歳のひきこもり群では「充分ではないがある程度入手できている」が、それぞれ多くなっています。

	合計	充分入手 できている	充分では ないがある 程度入手 できている	あまり入 手できて いない	ほとんど 入手でき ていない	どちらと も言えな い（また は、わか らない）	福祉に関 する情報 を必要と していな い	無回答
全体	658 100.0	26 4.0	215 32.7	156 23.7	137 20.8	62 9.4	38 5.8	24 3.6
18～39歳-広 義のひきこも り群	8 100.0	1 12.5	2 25.0	1 12.5	2 25.0	1 12.5	1 12.5	0 0.0
18～39歳-該 当しない	140 100.0	6 4.3	37 26.4	36 25.7	35 25.0	15 10.7	10 7.1	1 0.7
40～69歳-広 義のひきこも り群	18 100.0	0 0.0	6 33.3	4 22.2	4 22.2	1 5.6	3 16.7	0 0.0
40～69歳-該 当しない	314 100.0	12 3.8	101 32.2	80 25.5	75 23.9	28 8.9	15 4.8	3 1.0
70歳以上-広 義のひきこも り群	52 100.0	1 1.9	21 40.4	8 15.4	5 9.6	5 9.6	5 9.6	7 13.5
70歳以上-該 当しない	96 100.0	2 2.1	47 49.0	23 24.0	12 12.5	8 8.3	2 2.1	2 2.1

● ひきこもり状態の人にとって必要だと思うこと

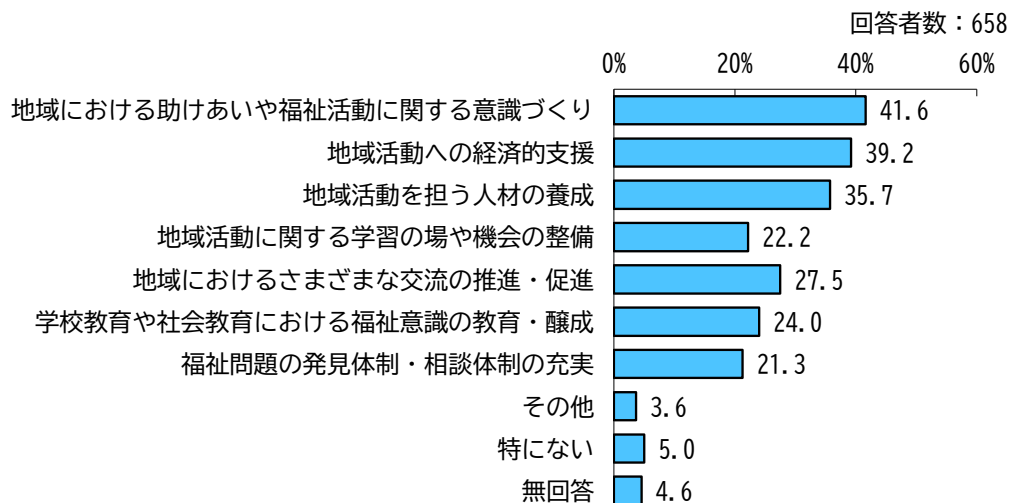
18～39歳のひきこもり群では「友だちや仲間づくり」が、40～69歳のひきこもり群では「身体・精神面についての専門機関への相談」が、それぞれ最も多くなっています。

	合計	友だちや 仲間づく り	趣味活動 ができる 場所	身体・精 神面につ いての専 門機関へ の相談	定期的 （または 不定期） な訪問相 談の機会	就労に向 けた準 備、アル バイトや 働き場所 の紹介	短時間で も働ける 場所	生活費に ついての 相談	気軽に立 ち寄れる サロンや 居場所	ひきこも りの人の 家族への 支援（家 族会、同 じ境遇の 人の集ま りなど）	その他	特にな い・何も 必要ない	わからな い	無回答
全体	658 100.0	229 34.8	291 44.2	273 41.5	172 26.1	244 37.1	299 45.4	183 27.8	208 31.6	312 47.4	28 4.3	9 1.4	64 9.7	17 2.6
18～39歳-広 義のひきこも り群	8 100.0	6 75.0	5 62.5	1 12.5	0 0.0	3 37.5	5 62.5	0 0.0	2 25.0	2 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
18～39歳-該 当しない	140 100.0	49 35.0	73 52.1	60 42.9	27 19.3	47 33.6	66 47.1	25 17.9	44 31.4	63 45.0	9 6.4	3 2.1	3 2.1	1 0.7
40～69歳-広 義のひきこも り群	18 100.0	5 27.8	5 27.8	8 44.4	2 11.1	4 22.2	7 38.9	6 33.3	4 22.2	4 22.2	0 0.0	0 0.0	3 16.7	0 0.0
40～69歳-該 当しない	314 100.0	105 33.4	137 43.6	142 45.2	96 30.6	131 41.7	157 50.0	106 33.8	106 33.8	176 56.1	16 5.1	3 1.0	29 9.2	3 1.0
70歳以上-広 義のひきこも り群	52 100.0	18 34.6	15 28.8	14 26.9	12 23.1	17 32.7	19 36.5	11 21.2	14 26.9	18 34.6	0 0.0	1 1.9	9 17.3	5 9.6
70歳以上-該 当しない	96 100.0	39 40.6	46 47.9	41 42.7	27 28.1	35 36.5	37 38.5	27 28.1	32 33.3	42 43.8	2 2.1	1 1.0	14 14.6	4 4.2

(14) 地域でお互いに助け合えるまちづくり

地域でお互いに助け合えるまちになるために稲城市に重要だと思うこととしては、「地域における助けあいや福祉活動に関する意識づくり」という回答が最も多く、次いで「地域活動への経済的支援」が多く、「地域活動を担う人材の養成」が続いています。

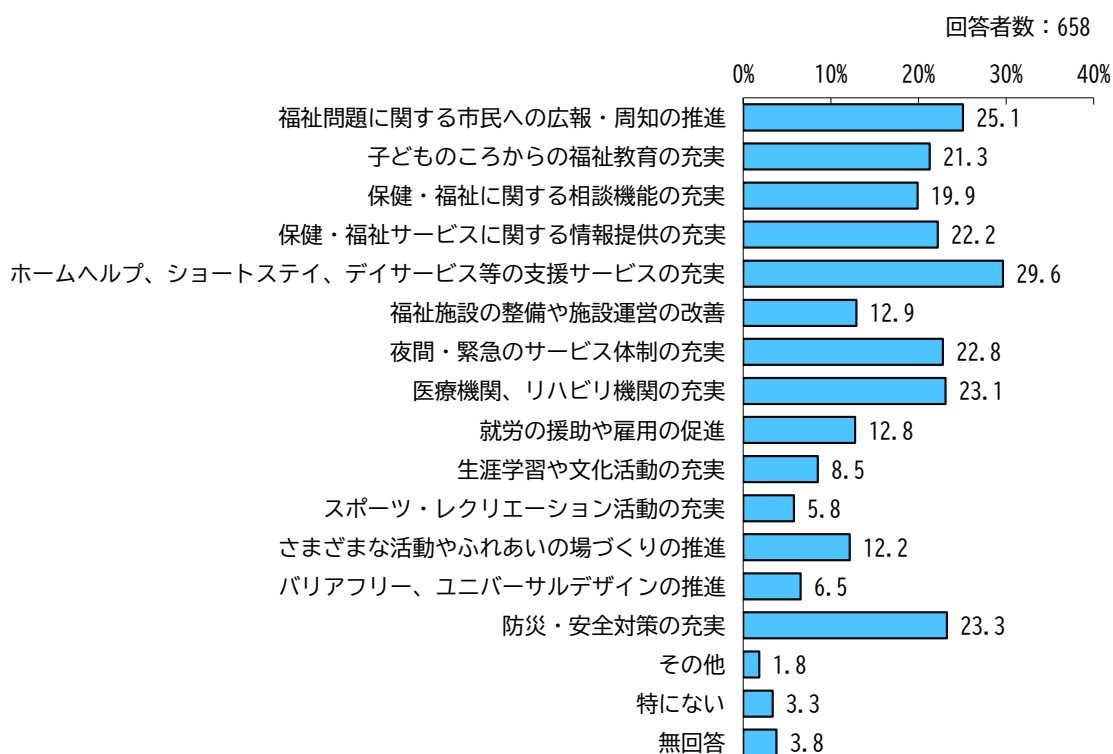
- 地域で互いに助け合えるまちになるために稲城市に重要だと思うこと



(15) これからの施策について

今後稲城市で重要だと思われる福祉・保健施策としては、「支援サービスの充実」という回答が最も多く、「福祉問題に関する市民への広報・周知の推進」、「防災・安全対策の充実」、「医療機関、リハビリ機関の充実」等が続いています。

● 本市において今後重要だと思われる福祉・保健施策



4 現状から見えた課題

(1) 地域での支え合いとボランティア活動への支援・促進

子どもや高齢者、障害のある人等すべての人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域での支え合いの活動への理解を図り、地域の中で安心して暮らし続けられる仕組みを確立することが重要です。アンケート調査では、「地域の人が互いに協力して、住みやすい地域にしていくこと（「共助」中心）」、また、「地域における助け合いや福祉活動に関する意識づくり」に対するニーズは多い一方で、「地域活動やボランティア活動をしたことがない」との回答も5割台後半に達しており、今後も、市民意識の醸成や参加を促す取組みに一層力を入れ、「市民の支え合い」・「お互いさまの関係」を育てていく必要があります。

また、本市では、社会福祉協議会が主体となってふれあいセンターを整備しており、地域の人たちの身近な交流の場となっています。今後も、地域での交流等を通じて自治会活動やボランティア活動等の振興につながるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 情報提供と相談支援

アンケート調査では、福祉サービスに関する必要な情報の入手状況について、「充分ではないがある程度は入手できている」という回答が最も多い一方で、「入手できていない」も4割台半ばに達しており、市民が受け取りやすい情報提供を検討していく必要があります。

また、困りごとや悩みの解決において重要なことは、「話を聴いてくれる人がいること」との回答が7割を超えて最も多く、次いで「専門機関・専門職のアドバイス」となりました。市民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するだけでなく、地域住民等による解決が困難な課題については、市が中心となって支援関係機関と連携し、総合的な支援体制を整備することが必要です。新たに創設された「重層的支援体制整備事業」において、“包括的な相談支援体制”づくりは、その中核となる最も重要な取組みとなります。本市では、既に福祉の各分野に関する相談窓口がそれぞれ整備されており、今後は、窓口間のネットワークを一層強化、円滑にし、最初にどの窓口にアプローチしても、スムーズに問題解決・改善へとつながっていくよう、施策・事業を推進していく必要があります。

(3) 尊厳・権利の擁護

認知症高齢者や知的、精神障害者（手帳所持者）が、地域の中でその人らしい生活を続けていくにあたり、「成年後見制度」が重要な役割を果たすことが見込まれますが、アンケート調査では、成年後見制度の認知度は「よく知らないが聞いたことがある」と

の回答が3割台半ばを超えて最も多く、次いで「知っていた」となりました。本市においても、「成年後見制度利用促進法」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容に沿って制度の周知をはじめ、必要な人へ権利擁護の支援を促進していくことが重要です。

また、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待や、家庭内での暴力の防止を図っていくことが必要とされています。それぞれ法や相談窓口が整備されていますが、今後も、意識啓発に努めることなどによる早期発見・早期対応のための環境づくりの強化が必要です。

一方で、生活保護に至る前の段階の、いわゆる「セーフティネット」としての生活困窮者自立相談支援機能の周知をはじめとする、生活の安定と自立支援についての取り組みを強化していく必要があります。

(4) 多様な地域生活課題への対応

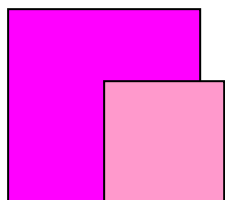
地域の中には、罪を犯した後一定期間刑に服した後地域に帰って来た人や、いわゆるケアラー・ヤングケアラー・ダブルケアや、ひきこもり・閉じこもり状態にある人、8050問題、多様な性のあり方、子どもの貧困の問題、さらには複合的な課題等、今後注力して対応していくべき「多様な課題」が多く潜んでおり、それらの課題を発見し、適切・丁寧に対応、解決していくことが必要になります。地域に根ざした支え合いの活動と、法や制度に基づく福祉サービス提供等との相互連携の仕組み、また、有機的に組み合わせ連携させる取り組み（コミュニティソーシャルワーク）が、課題の解決に向けて大変重要です。

また、今後本市で重要だと思われる福祉・保健施策として、「相談機能の充実」、「防災・安全対策の充実」に対するニーズは多く、制度のはざまや複雑化・複合化した問題に対する相談体制の整備をはじめ、地域での災害時の課題や生活課題の解決に向けて体制の強化や地域での連携を進めていくことが必要となっています。

(5) 福祉等サービスの質の向上

サービス利用者が使いたいサービスを自ら選んで、提供事業者と契約を結んでサービスを利用していく現在の福祉制度の下では、事業者の提供するサービスの「質」の維持・向上が重要な要素となります。アンケート調査結果では、「支援サービスの充実」に対するニーズが多く、事業者による自己評価のみならず、サービスの「第三者評価」の導入・実施を推奨するなど、サービスの質の向上を側面支援していくことが重要になります。

また、福祉サービスの適切な利用を確保するため、適切な利用を支援する「苦情解決システム」の充実を図ることも必要です。



第 **3** 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「社会福祉法」では、その基本的理念として、個人の尊厳の保持と福祉サービスの利用者の能力に応じて自立した日常生活への支援、地域住民等による社会福祉の推進、多様な福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携がうたわれています。

本計画では、市の最上位計画である『第五次稲城市長期総合計画』で、保健・医療・福祉に関する「まちづくりの基本目標」として「だれもが地域で健やかに暮らせるまち 稲城」と定め、その施策の一つとして「安心して暮らせる地域福祉」を掲げていることを踏まえ、前計画の基本理念「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を併せて、基本理念を「だれもが地域でともに生き、健やかに安心して暮らせるまちづくり」とします。

この基本理念を基に、市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実に努めるとともに、すべての人が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる稲城市を目指します。

「だれもが地域でともに生き、

健やかに安心して暮らせるまちづくり」

2 基本目標

「基本理念」に基づき、『第五次稲城市長期総合計画』に掲げられている「2030年代の稲城」の内容も踏まえ、本計画における基本目標を以下の通り設定します。

基本目標1「共に助け合い、支え合うまちづくり」

- 少子高齢化、核家族化や価値観の多様化等に伴い、家庭や地域のつながりが希薄化し、相互に支え合う機能が弱まっています。「地域共生社会」の実現のためには、市民の「支え合いの心」・「お互いさまの関係」を育てることが大切であることから、市民意識の醸成を推進していきます。
- また、社会貢献活動を始めようとする人たちのための機会や「集いの場」づくりを進め、ボランティア活動やNPOなどの活動に幅広い市民の参加を得て、支え合いの地域づくりにつなげます。
- 地域での支え合い・助け合いの重要な取り組みの一つである「見守り」の取り組みを強化し、孤独・孤立化と自殺等、さらに、罪を犯した人の立ち直りの支援にもつなげていきます。

施策1 共に生きる市民意識の醸成

施策2 幅広い社会貢献活動・社会参加の促進

施策3 見守り・支え合いの地域づくり

基本目標2「適正な保健・医療・福祉サービスを選択できるまちづくり」

- 市民が必要とする保健・医療・福祉等のサービスを主体的に選択することができるよう、地域の重層的な相談支援機能の充実と連携強化、わかりやすい情報提供の仕組みづくりの充実に取り組むとともに、サービスの量の確保と質の向上を図っていきます。
- 市民一人ひとりが自分のできる範囲で積極的に社会参加していくことができるよう、高齢者、障害のある人なども含め一人ひとりの特性に十分配慮した社会参加を支援・促進します。
- また、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいて、環境整備や移動手段の確保などを推進します。

施策1 地域での自立生活を支える環境の整備

施策2 相談支援機能の充実

施策3 必要な人への情報提供

施策4 サービス事業者への支援と質の向上

基本目標3「尊厳が守られ安心してその人らしく暮らし続けられるまちづくり」

- 市民が自立した生活を送ることができるよう、各種の制度を活用して生活の安定と自立を支援していきます。
- 利用者が安心してサービスを選択できるよう、事業者への働きかけや苦情解決への迅速な対応、判断能力が低下した人の権利を守るための取り組み、地域と関係機関との連携による虐待や家庭内での暴力の防止の取り組みなど、市民の尊厳と権利が守られる体制づくりに努めます。
- また、「支え合いの地域づくり」により、災害時等における要配慮者への支援を推進します。
- さらに、ひきこもり・閉じこもり状態にある人、ヤングケアラーなどの複雑化・複合化した「多様な課題」に対応していく体制の整備を進めていきます。

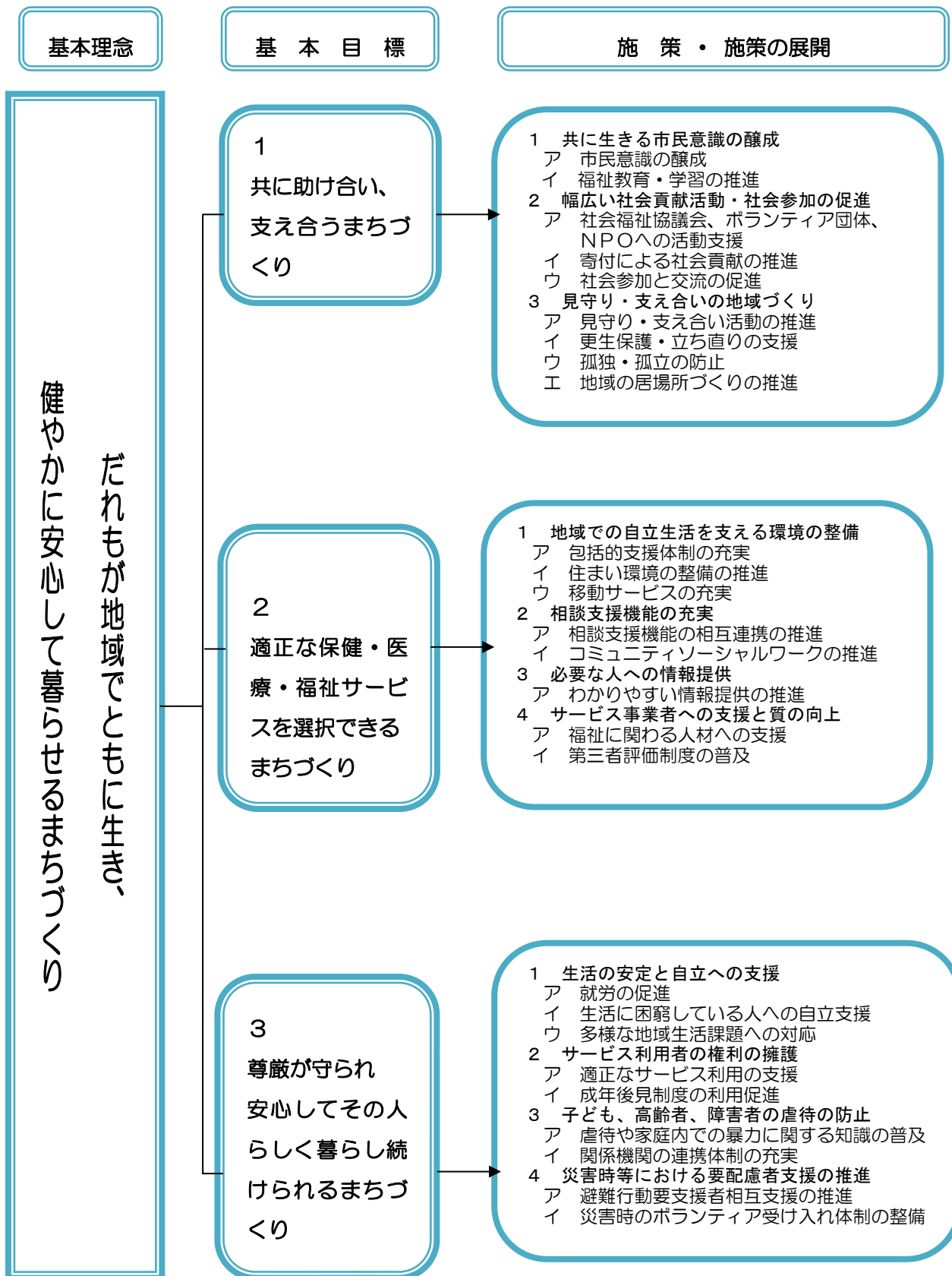
施策1 生活の安定と自立への支援

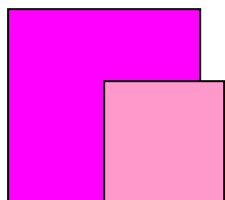
施策2 サービス利用者の権利の擁護

施策3 子ども、高齢者、障害者の虐待の防止

施策4 災害時等における要配慮者支援の推進

3 施策の体系（体系図）





第 **4** 章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 共に助け合い、支え合うまちづくり

施策1 共に生きる市民意識の醸成

- 市民一人ひとりがお互いを理解し、認め合っていくことではじめて地域福祉の実践に結びつくことから、差別しない心、思いやりの心を育てるとともに、障害の有無にかかわらず子どもの頃からともに育ち、ともに学び、ともに働くというノーマライゼーションの理念を実践し、誰も差別されない、お互いを認め合う、ともに生きる社会づくりとしてのソーシャルインクルージョンの推進につなげていきます。

主要施策ア 市民意識の醸成

【現状と課題】

- 地域共生社会の実現には、一人ひとりの市民が主体的に関わり、担い手として参加していくことが重要です。
- 一人ひとりが誰でも尊重され、いきいきと暮らせる地域にするためには、お互いの存在を認め合い、差別や偏見のない、共に生きる意識づくりが必要です。
- アンケート結果では、「稲城市において重要なこと」として、「地域における助けあいや福祉活動に関する意識づくり」が41.6%で最多となっています。
- また、「隣近所とのつきあいについて」は、「顔を合わせれば挨拶をする」が78.4%で最も多く、次いで「ほとんど顔も知らない」が9.3%で多くなっています。「近所つきあいの希薄化が進む一方、住民同士の支え合いについて望ましいもの」としては、「地域の人々が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたい」と考える回答が38.1%で最も多くなっています。
- 市の広報やホームページによる継続的・反復的な情報発信などが課題です。

【取組みの方向】

- ◎「地域にはさまざまな人が暮らし、お互いを認め合い、ともに生きる社会こそ普通の社会である」という考え方を広めるなど、市民意識の醸成に取り組みます。
- ◎多様性を認める市民意識の醸成を促進します。
- ◎地域の実情に応じて、「支え合う地域づくり」を引き続き促進し、若者から子育て世代、高齢者までの全世代に対し、活動の場への参加を促していきます。

主要施策イ 福祉教育・学習の推進

【現状と課題】

- 幼い時期から、当たり前のこととしての福祉意識・感覚を備えながら成長していけるような学びの場が必要です。
- アンケート結果では、「稲城市において重要なこと」の回答として、「地域活動に関する学習の場や機会の整備」が22.2%で最多となっています。

【取組みの方向】

- ◎市民に向けた情報提供を行います。
- ◎学校での福祉教育（交流教育を含む）や福祉体験の充実を図ります。
- ◎生涯学習における福祉講座などを実施していきます。
- ◎特に若年層を含めた現役世代を重視し、福祉体験にとどまらず、社会福祉活動への関心と理解を進めます。

施策2 幅広い社会貢献活動・社会参加の促進

- 地域活動やボランティア活動のきっかけを生み出し、支えていく人の育成が大切になることから、社会福祉協議会の「ボランティアセンター」や「市民活動サポートセンターいなぎ」の活動の市民への幅広い周知を促進し、ボランティア活動を支援・促進します。また、地域活動やボランティア活動への参加意識の高まりを実際の活動に結びつけていくことができるよう、気軽に始められる参加しやすい環境の整備を図ります。
- 高齢者や障害のある人が社会参加の機会を失うことのない、ノーマライゼーションのまちづくりを進めていきます。

主要施策ア 社会福祉協議会、ボランティア団体、NPOへの活動支援

【現状と課題】

- 今後、少子高齢化、単身世帯の増加、市民の多様化、人と人のつながりの希薄化がますます進行すると考えられることから、災害対応をはじめ様々な社会課題に対応するためには、支えあう地域づくりが必要です。
- 生産年齢人口の減少と様々な支援を必要とする高齢者の急増や地域課題の複雑化が同時に進行しており、地域の様々な課題解決に向けて、地域住民や関係団体、事業者、企業、大学などの連携・協力が重要です。
- 本市では、民間事業者等との連携・協力にあたり、行政課題との適切なマッチングや、連携・協力に関するノウハウの蓄積を目的とした、公民連携を一元管理する窓口が設置されました。（稲城市公民連携デスク）
- ひきこもり状態の人や社会的孤立など地域の生活課題が深刻化・複雑化しており、制度の狭間や必要な支援につながりにくい住民の課題解決に取り組むことや、防災や災害時の対応など、社会福祉協議会の地域に果たす役割がますます重要になっています。地域福祉においては、より一層の連携を進めていく必要があります。
- 地域では、社会福祉協議会や自治会に加え、多様な分野で社会貢献活動を行うボランティアグループや、目的に賛同する自発的なメンバーで構成されたNPOが積極的に活動を展開しています。これらの活動が、地域から広く認知、信頼され、様々な主体がお互いの強みを生かし定着してきていますが、担い手の高齢化や、後継者不足が課題の団体があります。
- 「ボランティア活動したい人」と「支援してもらいたい人」との間を適切かつ効果的・効率的につなげていくことが課題です。

- アンケート結果では、「地域活動やボランティア活動をしたことがない」が58.4%で最多でした。また、「地域活動やボランティア活動に参加していない理由」は、「参加・活動する時間的余裕がない」が57.0%で最も多く、次いで多いのが「参加方法がわからない」の23.7%となっています。
- また、「今後参加してみたい地域活動、ボランティア活動」については、「リサイクル・自然保護・美化活動などの環境活動」が31.9%で最も多く、次いで「災害支援活動」が22.5%ですが、第3位は「参加したいとは思わない」の22.3%となりました。

【取組みの方向】

- ◎社会福祉協議会、ボランティア団体やNPO等の広範な市民活動を支援するとともに、ボランティア団体・NPO同士の連携を支援し、幅広い活動を促進します。
- ◎社会福祉協議会と市とが連携しながら、住民や民間団体の活動・行動計画である「住民活動計画」を策定し、推進していくことが重要です。本計画と十分な連携を図りながら、計画の実行性を高めていきます。
- ◎ボランティアセンターや市民活動サポートセンターいなぎと連携して、ボランティア団体やNPO等の広範な市民活動への支援を行います。
- ◎ボランティア団体・NPO同士の連携を支援し幅広い活動を促進します。
- ◎「稲城市公民連携デスク」を活用し、公民連携を推進します。

主要施策イ 寄附による社会貢献の推進

【現状と課題】

- 自治会やボランティア団体、NPOなどが地域活動を行っていくためには、必要な資金が継続的に確保されることが必要です。
- 「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい運動」の募金は、地域福祉の課題解決のために、福祉施設・団体への助成や住民の主体的な地域福祉活動・ボランティア活動への助成の財源となっています。
- 自治会の加入率の低下等から、募金への協力が難しいケースも見受けられ、課題となっています。

【取組みの方向】

- ◎寄附による社会貢献が地域に根づくよう、寄附制度の広報を推進します。
- ◎共同募金への市民の協力を得るため、募金の意義や用途について周知と理解を図ります。

主要施策ウ 社会参加と交流の促進

【現状と課題】

- 交流する場や機会を通じて、人と人とのつながりをつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものにし、心身の健康にも良い効果が期待されています。人とのつながりは、心身の健康や役割の喪失などを通じて支え合いへと発展し、暮らしやすい地域の実現へとつながっています。
- しかしながら、アンケート結果では、「地域活動やボランティア活動をしたことがない」が58.4%で最多でした。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでに比べて交流の機会が減少しているところがあります。
- 高齢者の通いの場や子どものあそびの広場など、各分野で地域の居場所が充実されてきた一方で、多分野・多世代で交流できる居場所は限られています。
- 地域の縁側として社会福祉協議会が運営している「ふれあいセンター」の、全地区への整備が課題です。

【取組みの方向】

- ◎地域住民相互の見守り、助け合いにつながる、身近な地域における居場所づくりを推進します。
- ◎地域活動、生涯学習活動などへの参加の促進と、障害のある人とない人との交流、高齢者や障害者と子どもなど分野と世代を超えた地域での交流の機会の確保・支援を行います。
- ◎活動の拠点としての「ふれあいセンター」の運営及び地域ニーズに応じた整備を支援していきます。

施策3 見守り・支え合いの地域づくり

- 地域住民をはじめ自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、NPO、ボランティア、社会福祉協議会など、さまざまな担い手が協力して自立生活を支える体制づくりをめざしていきます。
- 地域住民の交流の場としての役割を果たす「ふれあいセンター」の地区ごとの整備を図りながら、地域の支え合い活動のコミュニティ拠点として機能を充実させます。
- 見守り・支え合いの地域づくりの中で孤独・孤立を防止するとともに、だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、罪を犯した人の更生保護・立ち直りの支援に取り組みます。

主要施策ア 見守り・支え合い活動の推進

【現状と課題】

- 高齢化・核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者が増加しています。特殊詐欺被害なども増加しています。
- アンケート結果では、「ひきこもり」状態にある人は5.4%でした。「8050問題」なども懸念されます。
- 「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、できることから始めることが重要です。
- 地域における安全安心の確保には、行政や警察の取組みに加え、ボランティア団体や関係機関など地域住民による防犯活動が重要な役割を果たしています。
- 自治会は、住民相互の連絡、防犯活動、環境の整備、福祉的支援、集会施設の維持管理等を行うなど、地域社会のコミュニティ形成の核としての重要な役割を担っています。
- 自治会への加入率は、43.7%（令和5年度）です。
- アンケート結果では、「地域の自治会に加入している」が57.1%で最多の回答でしたが、前回調査時の62.6%から低下しています。

【取組みの方向】

◎地域住民・自治会の取組みを中心に、民生委員・児童委員、みどりクラブ、ボランティアグループやNPOなどの協力を得て、地域の福祉活動のネットワー

- クを充実させることにより、地域の見守り・支え合い活動を一層推進します。
- ◎防犯パトロール、「高齢者見守りネットワーク事業」などを行っていきます。
 - ◎高齢者を対象にした「高齢者見守りネットワーク事業」を、全世代への見守りネットワーク事業に広げるよう検討します。

主要施策イ 更生保護・立ち直りの支援

【現状と課題】

- 近年、刑法犯で検挙された者のうち、初犯者は大幅に減少しているものの、再犯者の減少は小幅にとどまり、再犯者率が上昇の傾向となっています。
- そのような状況を受けて、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されました。本市では令和3年に、『稲城市再犯防止推進計画』を策定し、施策を推進しています。
- 保護司の高齢化や担い手の確保が課題です。

【取組みの方向】

- ◎だれもが安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人の立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく更生保護・立ち直りの支援に取り組んでいきます。
- ◎犯罪や非行の防止と立ち直り支援を目的とした啓発活動を推進します。
- ◎更生保護活動団体への支援を行います。
- ◎保護司会活動への支援を行います。
- ◎「保護司候補者検討協議会」への協力などを行います。
- ◎本市・日野市・多摩市の3市が保護司会と連携して基本方針や共通理念を定め、「再犯防止推進計画」を策定しており、関係機関と連携しながら、引き続き施策を推進します。

生きづらさを抱えた、犯罪をした人等が地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向けて、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって取り組むことが求められています。同時に、新たな犯罪被害者を生まないためにも、再犯を防止することにより市民の犯罪被害を防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりと、犯罪や非行の防止・立ち直り支援を目的とした啓発活動を推進しています。

本市では3市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯を踏まえ、再犯防止の推進に向けた3市共通の基本方針と取組みの枠組みを定めた「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」を策定しています。この共通理念をふまえて『稲城市再犯防止推進計画』（令和3年度～令和7年度）を策定しました。

基本方針

- ① 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援(国計画基本方針①・②)
- ② 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施(国計画基本方針③)
- ③ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施(国計画基本方針④)
- ④ 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発(国計画基本方針⑤)
- ⑤ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援(再犯防止推進計画加速化プラン③)

重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等
- ⑤ 再犯防止のための連携体制の整備等
- ⑥ 3市共通で行う取組

主要施策ウ 孤独・孤立の防止

【現状と課題】

- 孤独・孤立の問題は、ひきこもり状態などの社会的な接触がない人だけでなく、就労や子育てをしている人など、誰にでも、人生どのタイミングにも起こりうるものです。新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の変化で、孤独・孤立化がより一層深刻化・顕在化しており、コロナ禍が収束した後も引き続き対応すべき課題となっています。
- このような社会的な背景があり、国においては令和3年2月に「孤独・孤立対策担当室」が内閣官房に設置され、また、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。
- 国の令和4年の調査の結果によると、孤独感が「しばしばある・常にある」との回答が4.9%、「時々ある」が15.8%、「たまにある」が19.6%、「ほとんどない」が40.6%、「決してない」が18.4%でした。
- 平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。平成24年にこの大綱の見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざすことが明記されました。また、令和4年10月には新たな大綱が閣議決定されています。
- 警視庁の自殺統計によると、令和4年までの過去10年間の稲城市の自殺者数は10人前後で推移しており、自殺率は東京都・全国の水準よりおおむね低くなっています。また、自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっています。
- 本市では、令和2年3月に『稲城市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない稲城市の実現を目指して～』を策定し、令和6年3月に「第二次計画」を策定します。
- アンケート結果では、「日常生活の困りごとや悩みを誰に相談しているか」は、「配偶者」が55.6%で最も多く、次いで「家族（親・子・きょうだい等）」が54.6%、第3位「友人・知人」が40.7%ですが、「相談はしたいが相談できる相手がいらない」が5.3%でした。

【取組みの方向】

- ◎「孤独・孤立は、誰にでも起こりうることであり、だれもが身近な問題である」という社会認識を醸成するとともに、困ったときの支援制度や相談窓口等について周知します。

◎見守り・支え合いの地域づくりの中で、地域での孤独・孤立化を防止し、早期相談を促す見守り体制を構築します。

◎自殺の防止などについて、第二次「稲城市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない稲城市の実現を目指して～」に基づく施策を推進します。

主要施策Ⅰ 地域の居場所づくりの推進

【現状と課題】

- 地域のつながりや助け合いには、顔の見える関係が重要であり、身近な地域での交流や居場所や参加の機会が必要です。
- 核家族化や少子化、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加に伴い、従来、家庭や地域内で行われていた子どもと高齢者などの世代間の交流が減少しています。
- ふれあいセンターの活用や、支え合い活動のコミュニティ拠点としての機能の充実が必要です。
- 住民同士の交流の場として、地域の行事やイベントなどの機会としても重要です。
- 介護予防の自主グループや会食会、食事の提供や学習支援等が必要な子どもの居場所、子ども食堂の取組みが地域で始まってきています。

【取組みの方向】

◎地域の居場所の見える化を図り、参加しやすい環境を整備します。

◎ふれあいセンターの活用を図り、地域の高齢者や障害のある人、子育て世代を支援する支え合い活動のコミュニティ拠点としての機能の充実を図ります。

◎地域社会の中で、自分の居場所や気軽に立ち寄れる場所、世代を超えた交流の場への支援を行います。

基本目標2「適正な保健・医療・福祉サービスを選択できるまちづくり」

施策1 地域での自立生活を支える環境の整備

- 高齢者や障害のある人をはじめすべての市民が、住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるよう、自立を支援する福祉等のサービスを十分に提供できるような基盤を整備していきます。
- 包括的な支援体制を具体的に実現していくための施策の一つとして、「重層的支援体制整備事業」を実施していきます。
- 気軽に外出できる環境を整えることはもちろん、趣味や余暇活動を楽しんだり、多くの人と交流を深めたり、地域活動に参加するなど、積極的に社会活動に参加できるような環境の整備を図ります。

主要施策ア 包括的支援体制の充実

【現状と課題】

- 福祉の各分野の相談支援の整備及び連携体制の構築を進めていく中、制度の狭間の課題や複合化した課題が顕在化しています。
- ふれあいセンター、民生委員・児童委員、自治会・管理組合、その他住民主体の地域活動など、地域での見守り、支え合いの体制が構築されている一方で、地域を支える人材の高齢化等や地域との関わりを求めない層の増加など、今後地域力の低下が懸念されます。
- こうした社会的な背景を受けて、国において市町村が包括的な支援体制を整備するための具体的な施策として、令和3年4月に社会福祉法第106条の4により「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 今後は、制度の狭間や複合的な課題を受け止めるための相談支援体制や連携体制の構築を進めるとともに、市民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、総合的な支援体制を整備することが必要です。
- アンケート結果では、「困りごとや悩みの解決において重要なこと」は、「話を聞いてくれる人がいること」が74.9%で最も多く、次いで「専門機関・専門職のアドバイス」が43.6%でした。

【取組みの方向】

- ◎地域の中で高齢者や障害のある人等が安心して生活できるよう、公的サービスと、地域住民の支え合い・助け合い活動との連携など、地域での支援体制を充

実させます。

◎包括的な支援体制を整備するための具体的な施策として、社会福祉法第106条の4により「重層的支援体制整備事業」を実施していきます。

主要施策イ 住まい環境の整備の推進

【現状と課題】

- 安心して居住できる住まいの確保は、地域生活の基本です。
- 平成29年に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、住宅確保要配慮者への居住支援に関する新たな住宅セーフティネット制度が開始されました。
- 高齢者・障害のある人が民間住宅等へ入居し、安全に安心して生活できることが課題です。
- アンケート結果では、「今後特に重要だと思われる福祉・保健施策」は、「バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」が6.5%でした。

【取組みの方向】

- ◎住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援していきます。
- ◎民間住宅への入居が難しい高齢者・障害のある人の相談、バリアフリー化に向けた住宅改修などを支援します。
- ◎ユニバーサルデザインを基本とした居住環境や、誰もがわかりやすい案内表示の充実を進めます。

主要施策ウ 移動サービスの充実

【現状と課題】

- 急速な高齢化が進むなか、高齢者や障害のある人、子育て世代も含めて、誰もが安心してスムーズに移動できることが求められています。
- 地域において自立した生活を続けていくにあたり、通院等も含めて自由に外出・移動できるようにすることが課題です。
- 外出・移動の手段・方法（支援も含め）だけでなく、「外出しやすいまちの環境」づくりも重要です。

【取組みの方向】

- ◎公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害のある人、子ども連れの方などの活動範囲を拡げることができるよう、移動サービスの充実を図ります。
- ◎ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりを推進します。

施策2 相談支援機能の充実

- 福祉や地域におけるさまざまな生活課題に対し、適切な対応のできる体制の強化を進めます。
- 「コミュニティソーシャルワーク」を実践しているさまざまな人や団体を支援するなどして、コミュニティソーシャルワーク機能を推進・促進します。

主要施策ア 相談支援機能の相互連携の推進

【現状と課題】

- 相談者をたらい回しにせず、制度の狭間や複雑化・複合化した課題を抱えた相談も受け止める相談支援体制の確立が必要です。また支援者は、相談の背景にある世帯全体の生活課題についても支援する視点を持つ必要があります。
- どこに相談しても適切な支援につながるよう、相談支援事業者間の連携体制を確立させることが重要です。
- ひきこもり状態にある人など、声をあげにくい相談に対しても早期にアプローチし、重度化を防止することが必要です。
- アンケート結果では、「困りごとや悩みの解決において重要なこと」は、「話を聞いてくれる人がいること」が74.9%で最も多く、次いで「専門機関・専門職のアドバイス」が43.6%でした。

【取組みの方向】

- ◎各相談窓口で専門性の高い相談支援の機能を充実させるとともに、どの窓口でも適切な対応が図れるよう、相談窓口間の連携の強化と総合的なネットワーク化を図ります。
- ◎気軽に立ち寄れる集いの場など、身近な地域での相談支援機能を充実させます。
- ◎福祉の総合相談窓口機能を創設します。
- ◎アウトリーチによる相談支援を実施します。

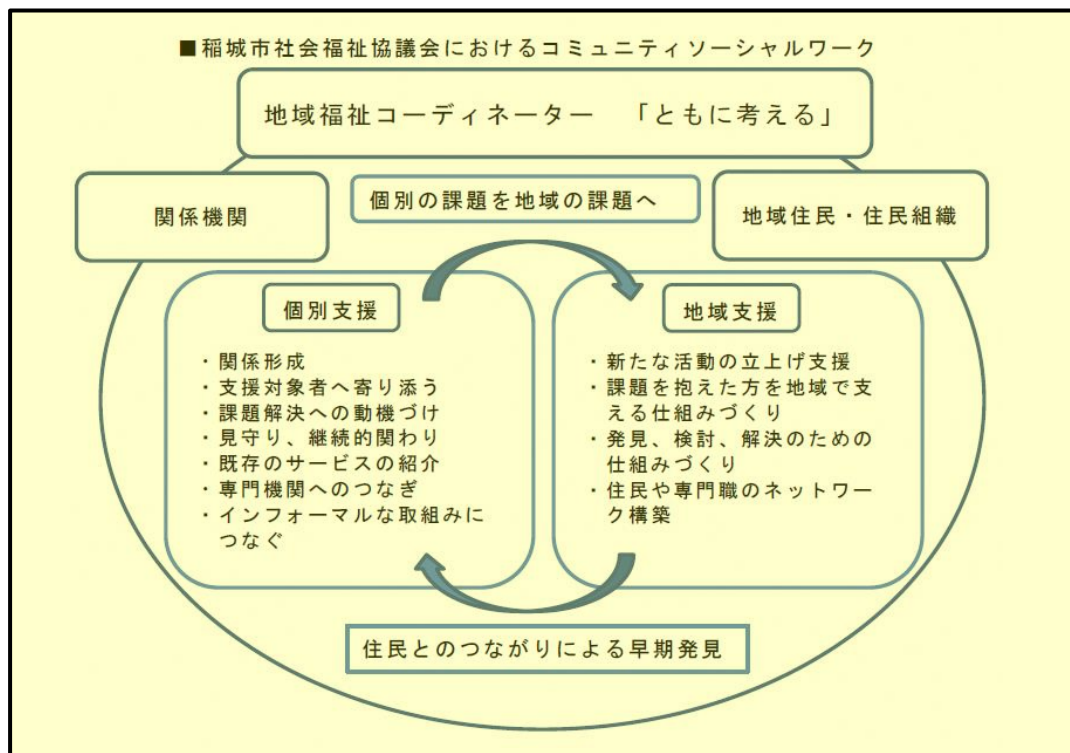
主要施策イ コミュニティソーシャルワークの推進

【現状と課題】

- 社会福祉協議会では、平成29年度から「地域福祉コーディネーター」を配置し、事業を実施しています。
- コミュニティソーシャルワークを実践する人の確保、育成と、各地区でその手助けをしてくれる地域住民の発掘等が課題です。
- アンケート結果では、「困りごとや悩みの解決において重要なこと」は、「話を聞いてくれる人がいること」が74.9%で最も多く、次いで「専門機関・専門職のアドバイス」が43.6%でした。

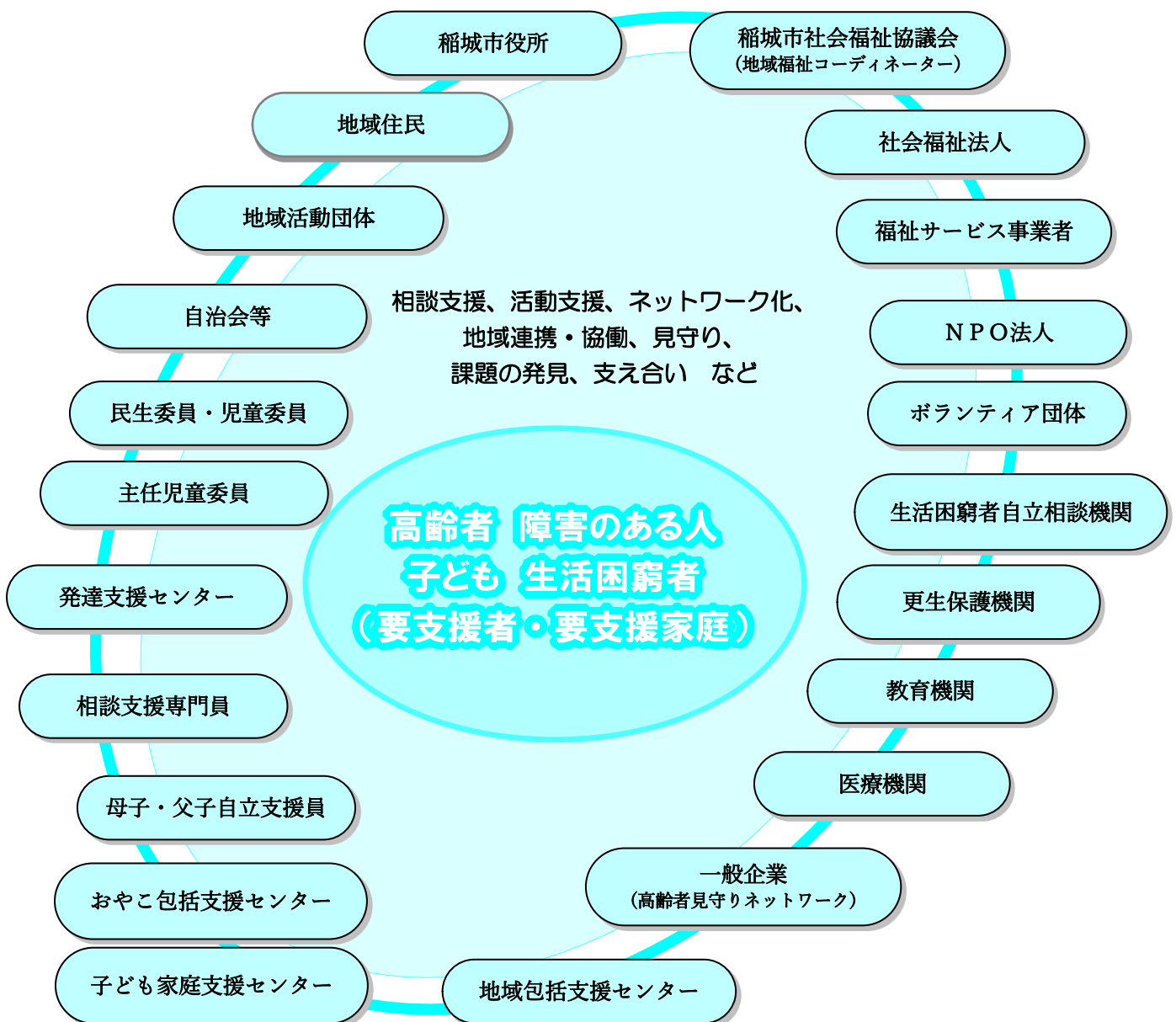
【取組みの方向】

- ◎地域でコミュニティソーシャルワークを実践している人や団体等への支援と、それぞれの連携を強化することによりコミュニティソーシャルワークを推進します。
- ◎地域住民、関係者が連携・協働して地域づくりを進めていくためには、人と人を繋げる役割を担う人材が重要です。地域の実情に応じて取り組めるよう、必要な支援を行っていきます。
- ◎これまでの社会福祉協議会の「地域福祉コーディネート事業（コミュニティソーシャルワーク）」の実践を、包括的な支援体制の整備に活かしていきます。



コミュニティソーシャルワークの担い手と「地域における協働」のイメージ

*地域における見守りや支え合いなどの支援は、さまざまな地域活動の担い手によって行われています。また、制度面での支援の担い手は、専門別の相談・支援機関等の多職種に及びます。このように、地域福祉に関わるすべてが、コミュニティソーシャルワークの一翼を担っています。それぞれの活動を深化させていくとともに、それぞれが協力関係を築き、さらには支援の輪を広げていく「地域における協働」により、複合化・複雑化した課題の解決を図ります。



施策3 必要な人への情報提供

- 市民へのサービス等情報の提供にあたっては、利用者の立場に立って、できるだけわかりやすい形で、広報紙、パンフレットやホームページなど多様な媒体を活用した情報提供を図ります。

主要施策ア わかりやすい情報提供の推進

【現状と課題】

- 積極的に検索・アクセスすればかなりの量を発信している行政等による情報提供について、提供していること自体の効果的な周知を広報していくことが必要です。
- 障害種別等の特性に配慮した情報提供方法等の工夫が必要です。
- アンケート結果では、福祉サービスに関して必要な情報を「充分ではないが
ある程度入手できている」が32.7%で最多でしたが、「十分入手できている」は4%に留まっています。

【取組みの方向】

- ◎高齢者、障害のある人、外国人などを含め、だれもが必要とする情報を確実に入手することができるように、多種多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。
- ◎利用者の立場に立った、できるだけわかりやすい形での福祉・保健・医療や地域の情報の提供を推進します。
- ◎サービス提供事業者への情報提供を行います。
- ◎ICTの利活用による効率的な情報提供環境の整備を検討します。

施策4 サービス事業者への支援と質の向上

- 事業者の提供するサービスの質の向上を図るため、事業者に働きかけ、支援していきます。事業者に対する研修の実施、適正なサービス提供のための第三者による評価の定着など、適切な支援・指導に取り組めます。
- 増大する福祉需要にこたえていけるよう、市職員のスキルアップに向けた研修体制の充実などに努めていきます。

主要施策ア 福祉に関わる人材への支援

【現状と課題】

- 各分野の福祉ニーズに適切に対応していくためには、質の高い人材を安定的に確保していく必要がありますが、慢性的で深刻な人手不足が続いています。
- 国や都では、福祉に関わる人材のキャリアパス、処遇改善、業務負担を軽減できるようデジタル技術やロボットの活用など業務の効率化、また、若年層に向けた福祉人材に関するイメージアップを図るなど、将来の福祉人材の確保に向けた取組みを進めています。
- 市内事業者への支援・助言を行う市職員自身のスキルアップが必要です。
- 複雑化・複合化した課題に対応するためには、福祉に関わる人材間の連携や協働が必要です。

【取組みの方向】

- ◎各相談窓口の職員などに対する研修会の開催などによる、人材の育成やスキルアップを推進します。
- ◎福祉に関わる人材の働く環境の整備を促進します。
- ◎事業者のサービス提供体制の適正化など、改善が必要な事業者への指導を行います。
- ◎多機関連携による協働を進め、支援者支援を実施します。

主要施策イ 第三者評価制度の普及

【現状と課題】

- 利用者が安全に安心して福祉等サービスを利用できるような、提供されるサービスの「質」の維持・向上が課題です。
- 適正なサービス提供のための第三者による評価が必要です。
- 平成12年の社会福祉法改正で「社会福祉事業の経営者に対し、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決」、「また、自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならない」と定めるとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取組みを支援するように定められています。
- 平成25年4月から社会福祉法人（一部を除く）の許可や監査等の権限が東京都から区市へ移譲されました。

【取組みの方向】

- ◎サービス事業者自らの努力に対する支援を行います。
- ◎東京都が認定した第三者評価機関による「福祉サービス第三者評価」の導入・実施の支援・促進を図ります。
- ◎改善が必要な事業者への指導を実施します。

基本目標3「尊厳が守られ安心してその人らしく暮らし続けられるまちづくり」

施策1 生活の安定と自立への支援

- さまざまな問題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、自立や就労を支援していきます。
- 「生活保護制度」や「生活困窮者自立支援制度」における各種事業を推進していきます。
- 社会環境の変化などによる複合化・複雑化した生活課題に対応できるよう、各相談窓口での対応力を高めるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた連携や体制の確保を推進します。

主要施策ア 就労の促進

【現状と課題】

- 就労は、経済的な安定を得るだけでなく、やりがいや生きがいを得ることができる社会参加の基本となる活動です。
- 「東京都の労働力（令和4年平均結果）」によれば、東京都における完全失業率は2.6%（国も2.6%）でした。
- 高齢者や障害のある人が身近な地域で就労できるような支援が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況等の激変の影響や、就職氷河期世代や離職期間が長い若年層、ひとり親等、出産を機に仕事を辞めた女性の再就職支援が求められています。

【取組みの方向】

- ◎生活保護世帯の自立に向けた、就労支援員のもとでの自立支援プログラムの推進による就労や技能習得への支援を行います。
- ◎高齢者や障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害等の特性等に応じて活動できるよう、関係機関と連携し、就労機会の拡充及び就労環境の整備に努めます。

主要施策イ 生活に困窮している人への自立支援

【現状と課題】

- 経済的に困窮している人は、その背景に失業、疾病、負債、社会的孤立等のさまざまな問題を抱えています。それらの問題が負の連鎖により深刻化し、自立した生活が困難になる前に支援することが必要です。
- 平成27年に生活困窮者自立支援制度が創設され、第二のセーフティネットとして生活困窮者の支援が充実強化されました。
- 生活困窮者制度における「自立相談支援事業」に加え、令和2年度から任意事業である「子どもの学習・生活支援」を、令和4年度から「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」をそれぞれ開始しました。
- アンケート結果では、「福祉くらしの相談窓口」の認知度は「ことばを見聞きしたことはある」が52.3%で最多ですが、「内容まで知っている」は8.7%でした。

【取組みの方向】

- ◎生活困窮者の抱える問題は多岐にわたるため、問題解決に資する相談やサービスを提供する行政機関・民間機関等の連携を推進します。
- ◎幅広い情報の収集、適切な情報提供と、民生委員・児童委員との連携や面接相談員の配置などの相談体制の充実と多種多様な相談への対応を進めます。
- ◎生活保護世帯への法内援護の適正な実施と、小・中学生世帯への健全育成や自立促進のための法外援護の実施を継続します。
- ◎「福祉くらしの総合窓口」の周知に努め、生活困窮者の自立を支援します。
- ◎ホームレスの実態調査を実施して各種相談を行い、自立への支援を図ります。

主要施策ウ 多様な地域生活課題への対応

【現状と課題】

- だれもがいきいきと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進することが必要です。
- 時代の流れ、社会動向の変化などにより、ひきこもり・閉じこもり状態にある人、ヤングケアラー・ダブルケア、外国人市民、多様な性のあり方、難民の問題等の「多様な課題」が発生してきていますが、福祉等の各分野のいずれにもダイレクトには当てはまらず、制度の狭間の課題となることも多くなっています。
- アンケート結果では、「ひきこもり」状態に該当する回答は5.4%でした。また、「身の回りに「ヤングケアラー」はいる」との回答は4.3%でした。
一方、「LGBT」の認知度は、「内容まで知っている」が50.3%で最多、「ダブルケア」の認知度は、「知らなかった」が63.5%で最多、また、「8050問題」の認知度は、「知らなかった」が46.8%で最多でした。

【取組みの方向】

- ◎同じ地域の中で一人ひとりの多様性（さまざまな立場や背景、価値観の違い）を広く受け入れ「お互いを知り、認め合い、尊重する」ことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。
- ◎社会環境の変化などにより、ひきこもり・閉じこもり状態にある人、ヤングケアラー、ダブルケア、外国人市民、多様な性のあり方、難民の問題等が複合化・複雑化していますが、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に対応できるよう、各相談窓口での対応力を高めるとともに、包括的な支援体制の構築に向けた連携や体制の確保を推進します。
- ◎これまでの枠組みでは対応できない複合的な課題や支援ニーズに対応できるよう、本人のみならず家族等介護者及び支援者への支援を含め、包括的な支援体制の整備を推進します。
- ◎デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな環境の変化に対応した施策を検討します。

施策2 サービス利用者の権利の擁護

- 福祉サービスの利用援助について、周知と利用の促進を図ります。福祉等サービスに関して寄せられた苦情相談や苦情申し立てについては、適切に対応を図っていきます。
- 成年後見制度の周知・普及を図り、利用を促進するとともに、「成年後見制度利用促進基本計画」の市計画を策定し、推進します。

主要施策ア 適正なサービス利用の支援

【現状と課題】

- 福祉等サービスに関して寄せられた苦情については、それぞれの事業所等の窓口での組織的な対応を図るとともに、苦情相談については「稲城市福祉権利擁護センター」で、苦情申し立てについては「稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会」で、それぞれ対応を行っています。
- ひとり暮らしや身寄りのない高齢者等の増加が見込まれるなかで、社会福祉協議会による「福祉サービス利用援助事業」の周知の一層の促進等が課題です。
- アンケート結果では、「福祉サービス利用援助事業」を「知らなかった」が80.5%で最多でした。

【取組みの方向】

- ◎「稲城市福祉権利擁護センター」で行っている「福祉サービスの利用援助（事業）」についての周知と利用の促進を図ります。
- ◎利用者からの苦情・相談について、各事業所での相談を経た後、「稲城市福祉権利擁護センター」での専門相談の実施、さらに「稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会」による対応を行います。

コラム

稲城市福祉権利擁護センター「あんしん・いなぎ」は、稲城市社会福祉協議会に設置され、認知症高齢者及び障害のある人等が住み慣れたまちで安心して暮らすことができるよう、既存の福祉サービス等も活用しながら個人の自己選択、自己決定を尊重する視点から相談事業、福祉サービス利用援助事業、稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会の運営等による支援を行っています。

主要施策イ 成年後見制度の利用促進

【現状と課題】

- 平成12年に開始された「成年後見制度」は、認知症や、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない方の財産管理や身上保護を成年後見人等が行う仕組みです。
- アンケート結果では、「成年後見制度」の認知度については、「よく知らないが聞いたことはある」が38.3%で最も多く、次いで多い「知っていた」が36.6%でした。
- 本市では、近隣5市で、福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を行う「多摩南部成年後見センター」を設置しています。
- 平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。また、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
- 令和2年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を、近隣5市で策定しました。また、令和3年3月に「稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

【取組みの方向】

- ◎成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を行っていきます。
- ◎「多摩南部成年後見センター」の共同運営や、「稲城市権利擁護センター」と連携して、必要な人への成年後見制度の普及と利用の促進を図ります。
- ◎「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護支援体制を整備するとともに、サービス利用者の意思決定支援を推進します。

コラム

「一般社団法人多摩南部成年後見センター」は、福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として平成15年度に設置し、5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）による共同運営を行っています。後見人候補者を見付けるのが困難な方等に対する法人後見の実施や市民後見人の養成・監督、専門職後見人の紹介等を行っています。

施策3 子ども、高齢者、障害者の虐待の防止

- 虐待や家庭内での暴力について、正しい理解を広めるための知識の普及に努めていきます。
- サービス事業者や関係者への研修を実施します。
- 虐待の発見と対応については、発見のためのアンテナ機能と発見後の各関係機関の役割の明確化が重要となることから、相互に連携した体制の充実を図ります。

主要施策ア 虐待や家庭内での暴力に関する知識の普及

【現状と課題】

- 全ての市民が、自分らしく安心して生活していくためには、子どもや高齢者、障害のある人などへの虐待や暴力を未然に防止することが必要です。そのためには、「どのようなことが虐待なのか」や、「虐待見聞時の、公的機関等への通報義務」等についての市民への一層の周知等が必要です。
- 多くの虐待は家庭内で起こることから早期発見が難しい場合が多く、早期対応に取り組むことが重要です。

【取組みの方向】

- ◎どのようなことが虐待や家庭内での暴力に当たるのかなどの知識の普及に努めるとともに、虐待相談窓口の周知や、虐待や家庭内での暴力を見逃さない地域づくりを推進します。
- ◎虐待や家庭内での暴力の防止のため、地域や行政における早期発見・早期対応、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ◎子ども家庭支援センター、保育所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどのサービス従業者、介護施設職員、医療関係者、民生委員・児童委員など関係職員等への研修を実施します。

主要施策イ 関係機関の連携体制の充実

【現状と課題】

- 高齢者虐待については「地域包括支援センター」、障害者虐待については「障害者虐待防止センター」、児童虐待に関しては「子ども家庭支援センター」を中心に、虐待に関する相談を受け付けています。
- 市職員や関係機関の参加する各分野の協議会を充実させ、相互連携体制の強化に努めてきました。

【取組みの方向】

- ◎各相談窓口の充実・ネットワーク化と、各種虐待事案の早期発見・早期対応を進めます。
- ◎養護者や保護者への支援についても、各関係機関で連携して一体的に取り組みます。

施策4 災害時等における要配慮者支援の推進

- 地域の要配慮者情報を把握し、共有化することにより、自治会や地域住民などによる避難行動要支援者の避難支援の体制づくりを推進します。
- 災害時におけるボランティアの受け入れ体制の整備を図ります。

主要施策ア 避難行動要支援者相互支援の推進

【現状と課題】

- 誰もが自分の命を自分で守る「自助」の視点を持って、日頃から災害に備えることが大切です。また、近所の人への挨拶や声掛け、地域活動への参加など、地域の人に知ってもらうことが防災活動としても重要です。
- 日頃からの地域での助け合いの関係づくりを推進し、災害時に少しでも被害が減らせるよう、地域のなかで要支援者の情報を共有することが必要です。
- 本市では、平成15年度に「避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク事業」を開始しています。また、民生委員・児童委員や自治会などの避難支援等関係者に登録名簿の情報を提供し、避難行動要支援者の情報共有を実施しています。
- また、平成25年の「災害対策基本法」の改正により、避難行動要支援者登録名簿の作成が義務化されました。さらに、令和3年の同法の改正により、避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、「個別避難計画」の作成が市町村で努力義務化されました。
- アンケート結果では、「避難行動要支援者登録名簿の仕組み」を「知らなかった」が76.6%で最多でした。また、「隣近所とのつきあいについて」は、「顔を合わせれば挨拶をする」が78.4%で最も多く、次いで「ほとんど顔も知らない」が9.3%で多くなっています。

【取組みの方向】

- ◎「稲城市地域防災計画」や「避難行動要支援者支援計画」に基づき、地域における相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域と連携した避難支援の体制づくりを推進します。
- ◎避難行動要支援者の届出により登録のあった方について、現状を把握し、特に風水害時に実効性のある「個別避難計画」の作成について、地域の関係者や福祉専門職等と連携しながら推進します。

◎避難支援を必要とする方が、必要なときに「避難行動要支援者登録名簿」への登録ができるよう、制度の周知を進めていきます。

本市では、平成15年度より『稲城市避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク事業』を実施しています。本事業は、災害が発生したときまたは発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難なため、避難のための支援が必要な方（以下「避難行動要支援者」）の所在やその他の状況を、日頃から各行政機関や地域団体等が把握することで、発災時にいち早く安否確認ができ、迅速に初期支援活動につなげられることを目的として実施しています。

具体的には、避難行動要支援者のうち、登録名簿への掲載について届け出をした方について、その方の所在（地図情報）や最寄りの指定避難所、担当の民生委員、自治会区域、本人が申告した身体状況などが掲載された「登録カード」（個別避難計画）を作成し、避難支援等関係者へ情報共有しています。

また、本事業を行うにあたり、行政機関と地域団体等との相互の連携を図るため、『稲城市避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク連絡会』を設置しており、行政、福祉、地域団体、教育等の関係者が集まり、各機関の取り組みや防災活動に関することなどの情報交換や検討を行っています。

避難行動要支援者の範囲

- 75歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する人
- 次のいずれかに該当する人
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級または2級に該当する人
 - ・愛の手帳を受けている人で障害の程度が1度、2度または3度の人
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級または2級に該当するひとり暮らしの人
 - ・介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護3から5までの認定を受けている人
- 前各号に掲げる人のほか、災害時において支援が必要な人

避難支援等関係者

市役所福祉部、稲城消防署、稲城市社会福祉協議会、警視庁多摩中央警察署
各自治会、消防団、自主防災組織、地域包括支援センター、民生委員・児童委員

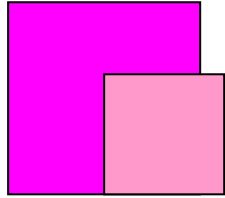
主要施策イ 災害時のボランティア受け入れ体制の整備

【現状と課題】

- 社会福祉協議会との連携の一層の強化、発災時における双方の情報共有等が課題です。
- ボランティア受け入れ体制の整備が必要です。
- アンケート結果では、「地区にある組織や団体に期待する活動」は「災害が起きたときの対応」が78.6%で最多でした。また、「地区組織で自身ができること」も、「災害が起きたときの対応」が41.8%で最多でした。

【取組みの方向】

◎災害時に、社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」により、ボランティアの受け入れや連絡、調整などを行い、災害ボランティアを受け入れます。



第 **5** 章 計画の推進と進行管理

第5章 計画の推進と進行管理

本計画を推進するにあたっては、市民と行政が協働しながら、それぞれ取り組みを進めていくことが大切です。

計画の推進にあたっては、今後の国や都の動向を注視して制度改正等に関する迅速な情報収集と対応に努めるとともに、進行管理に際しては、進捗評価と計画の見直し・予算編成を連動させた「PDCAサイクル」による管理を行います。

(1) 地域住民等との連携・協働

本計画を着実に推進するため、地域福祉の担い手としての地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体など地域活動団体、関係機関、民間サービス事業者などとの連携・協働を図ります。

(2) 庁内体制の確立・強化

本計画は保健福祉だけではなく関連領域も含んだ総合的な計画（地域福祉計画）であるため、庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁的な体制で、一貫性のある施策の推進を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、本市の保健福祉に関する識見のある人や公募による市民、学識経験者等の委員で構成する「稲城市保健福祉推進委員会」を設置し、計画の施策・事業の進行管理、成果についての評価などを行います。

「PDCAサイクル」による進行管理

Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを計画する
Do（実行）	計画に基づき取り組みを実行する
Check（評価）	取り組みを実行した結果を把握・分析し、評価する（学ぶ）
Act（改善）	評価に基づき、計画の目標、活動などの改善を行う

◇計画の「成果指標」

基本目標1 「共に助け合い、支え合うまちづくり」 を推進するための成果指標		
指 標	現状	目標
地域における福祉や、地域の住民同士の支えあいについて、地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていきたいと考える人	38.1%	63.9%
社会福祉協議会「ボランティアグループ」登録団体数	16 団体	18 団体
地域活動、ボランティア活動に参加している人 (ボランティア保険加入者数)	1,861 人	2,000 人
「ふれあいセンター」の全地区への設置数	9 地区 8 ヶ所	10 地区 9 ヶ所

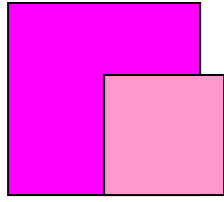
基本目標2 「適正な保健・医療・福祉サービスを選択できるまちづくり」 を推進するための成果指標		
指 標	現状	目標
日常生活の困りごとを、相談はしたいが相談できる相手がない人	5.3%	0.0%
民生委員・児童委員の充足率	98.4%	100.0%
必要な福祉サービス情報を入手できている人	36.7%	49.3%

基本目標3 「尊厳が守られ安心してその人らしく暮らし続けられるまちづくり」 を推進するための成果指標		
指 標	現状	目標
財産の管理や契約などについて万一自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見人」等に財産管理などを任せてもよいと考える人	56.7%	73.5%
生活困窮者の自立相談（プラン作成）によって ①就業することができた人 ②収入を増やすことができた人	①37 人 ②10 人	① 65 人 ② 17 人
避難行動要支援者登録名簿の認知度（自分や家族の中に災害時にひとりで避難できない人がいると回答した方のうち「知っている」と回答した人の割合）	10.2%	48.5%

※現状値は令和4年度の値

第2部

保健福祉の各分野に 共通する計画



第 **1** 章 稻城市重層的支援体制整備事業

実施計画

第1章 稲城市重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業について

(1) 背景

本市の地域福祉においては、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など各制度における支援体制を整備し、また、連携体制を構築してきました。一方で、市民や世帯が抱える課題や支援ニーズは複雑化・多様化・深刻化しており、各制度の狭間や複合的な課題が顕在化しています。また、民生委員・児童委員による見守りやふれあいセンターの設置に加え、住民主体の地域活動も活発に行われており、地域において見守り・支え合う体制の整備が進んできました。しかし、地域を支える人材の高齢化等や、地域との関わりを求めない層の増加など、今後地域力の低下や担い手不足の深刻化が懸念されます。限られた人材の中で多様な支援ニーズを受け止めていく体制が、より一層地域に求められてきます。

こうした中、国において、市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これにより、法的事業を基盤とした包括的な支援体制の構築が可能となりました。

市では、保健福祉総合計画の基本理念である「だれもが地域とともに生き、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な支援体制の整備を進めていきます。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、5つの事業を一体的に実施することによって、包括的な支援体制を推進します。

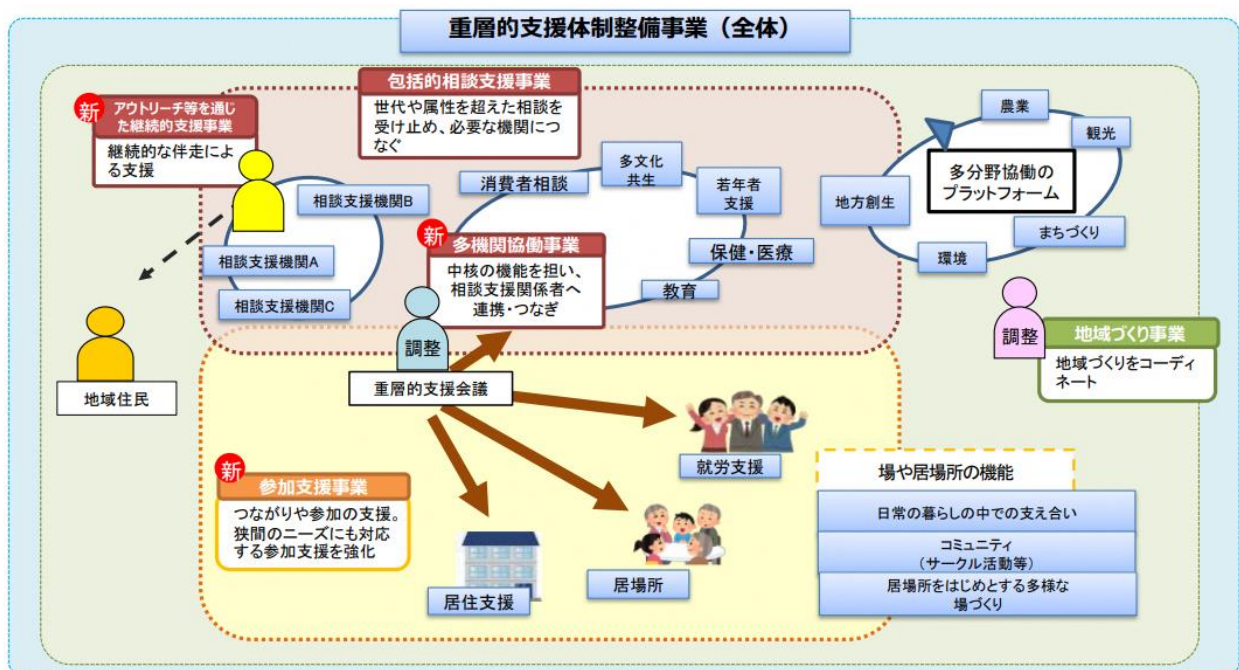
○相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、「(1) 包括的相談支援事業」において包括的に相談を受け止めます。

○受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題がある相談については「(2) 多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。

○長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、「(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。

○相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には「(4) 参加支援事業」を利用し、本人のニーズと地域の居場所の間を調整します。

○このほか、「(5) 地域づくり事業」を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざします。



厚生労働省 資料

(3) 計画の策定

①計画期間

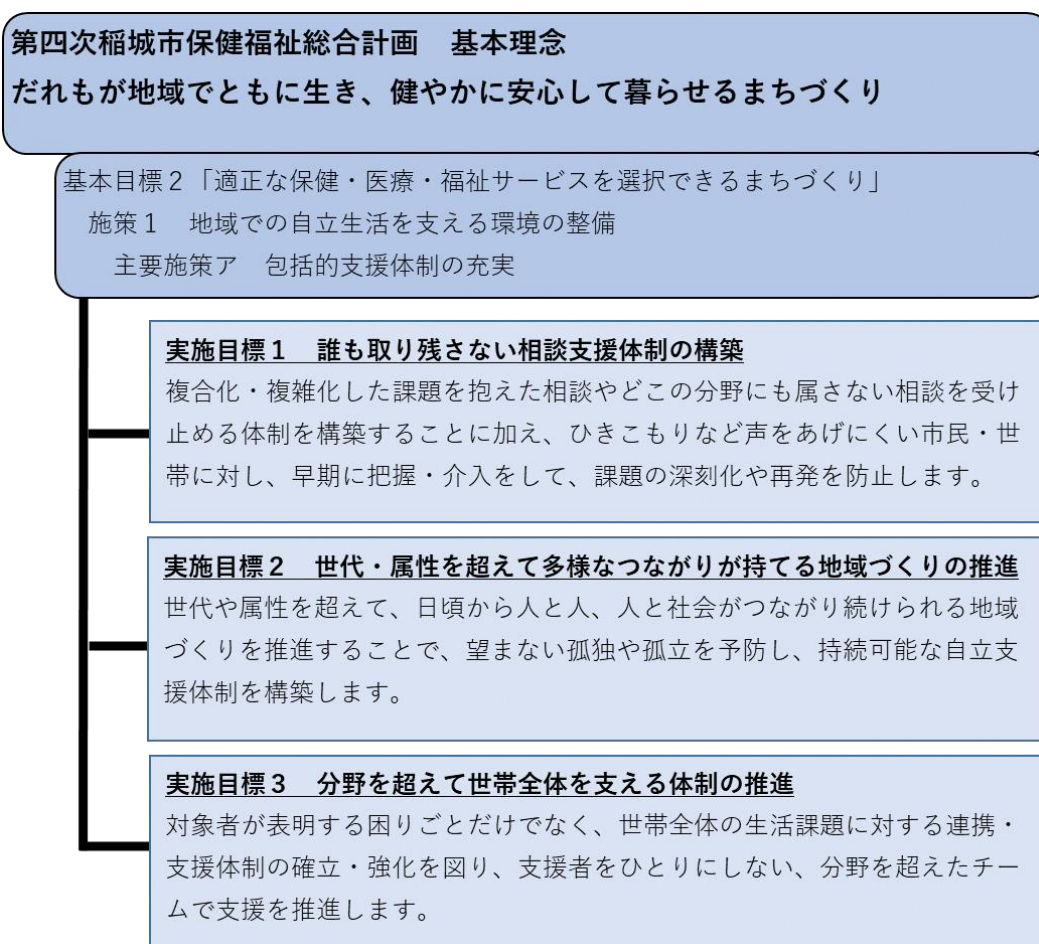
令和6年度～令和11年度

②計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものであり、第四次稲城市保健福祉総合計画における「包括的支援体制の充実」を実現するための具体的事項について示すものです。稲城市長期総合計画をはじめ、「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」や福祉等の各個別計画と調和を保ち、記載事項について整合を図ります。

(4) 基本方針・目標

本市では、重層的支援体制整備事業を実施し、以下3つの実施目標のもと、第四次稲城市保健福祉総合計画の基本理念の実現をめざします。

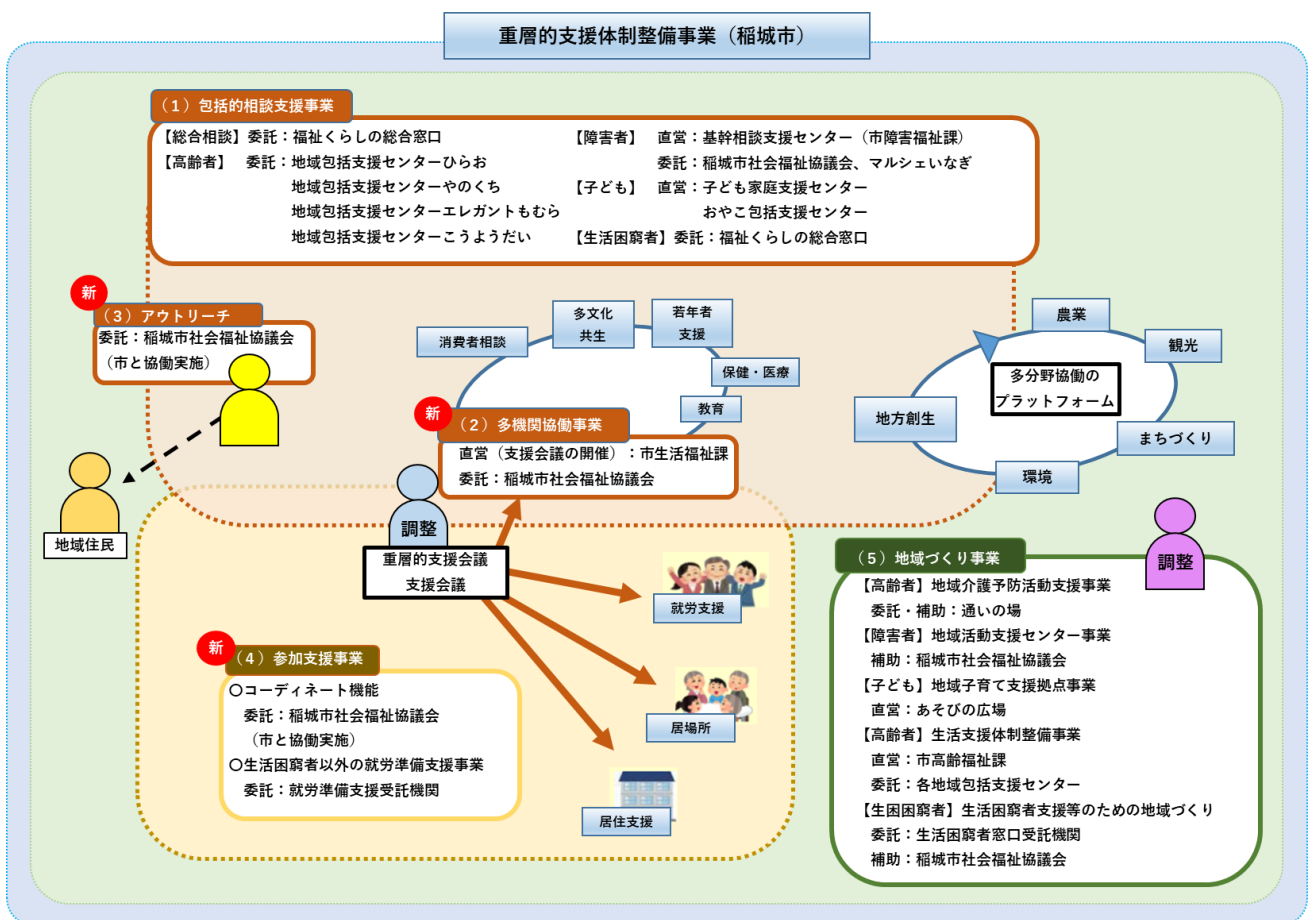


2 各事業の実施体制

重層的支援体制整備事業は、既の実施している「(1) 包括的相談支援事業」「(5) 地域づくり事業」と、新たに開始する「(2) 多機関協働事業」「(3) アウトリーチ」「(4) 参加支援事業」を一体的に実施するものです。既存の事業については、基本的に現在実施している事業を活用し、生活困窮者の相談窓口である「福祉くらしの相談窓口」に総合相談機能を追加し、「福祉くらしの総合窓口」を新設します。

新規事業については、稲城市社会福祉協議会に委託をします。職員を市生活福祉課に配置し、市と協働実施していきます。

5つの事業の実施体制



(1) 包括的相談支援事業

①概要

相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

受け止めた相談のうち、窓口（事業者）のみでは解決が難しい場合には、他分野の包括的相談支援事業者やその他の支援関係者と連携を図りながら支援を行い、課題が複雑化・複合化して支援関係者間での役割分担や支援の方向性の整理が必要な場合には、「(2) 多機関協働事業」につなぎ、多様な支援関係者と連携を図りながら支援を行います。

②稲城市の実施体制

主な対象分野	相談窓口名称	実施形態	各機関の対象圏域
総合相談	福祉くらしの総合窓口 ※生活困窮に関する相談と一体的に実施	委託	市全域
高齢者	地域包括支援センターひらお	委託	坂浜・平尾
	地域包括支援センターやのくち		押立・矢野口
	地域包括支援センターエレガントもむら		大丸・東長沼・百村
	地域包括支援センターこうようだい		向陽台・長峰・若葉台
障害者	基幹相談支援センター（市障害福祉課）	直営	市全域
	稲城市社会福祉協議会	委託	
	マルシェいなぎ		
子ども	子ども家庭支援センター おやこ包括支援センター	直営	市全域
生活困窮者	福祉くらしの総合窓口 ※旧福祉くらしの相談窓口	委託	市全域

- ・各相談窓口においては、各分野の相談支援に加え、相談者が表明する課題や、主な対象分野の課題だけでなく、8050問題やヤングケアラーなどをはじめとした世帯全体の生活課題に着目した支援を行っていきます。複雑化したケースについては、「(2)多機関協働事業」へつなぐことで、連携体制を確立していきます。設置形態は「基本型事業・拠点」に位置づけられます。
- ・総合相談窓口として、「福祉くらしの相談窓口」に機能を追加し、「福祉くらしの総合窓口」を新設します。そこでは、複合的な課題を抱えた相談や、どこの分野にも属さない相談、地域住民からの相談者のつなぎの受け止めを行います。
- ・声をあげにくい人など相談につながりづらい人は、地域で日頃から見守りや支援活動を行っている人からの相談で支援につながることもあるため、相談依頼シートを導入し、地域関係者からのつなぎを体系化します。

(2) 多機関協働事業

①概要

福祉事業者等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。福祉事業者等が支援を進める上で抱える課題の把握や、各機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能や、その後の支援の進行管理の役割を果たし、支援者を支援する役割も担います。

②稲城市の実施体制

実施主体	実施形態	主な役割
市生活福祉課	直営	重層的支援会議及び支援会議等の開催・運営
稲城市社会福祉協議会 (生活福祉課に配置・他事業兼務)	委託	複雑化・複合化した課題の調整 インタビュー・アセスメントシートの作成 支援プランの作成

- ・稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。
- ・包括的相談支援事業者や福祉事業者等からつながったケースについて、支援会議等を活用し課題の解きほぐしや支援者の役割整理を行い、支援プランを作成します。作成した支援プランの進行管理や、必要に応じて支援が終了したケースについても適宜確認するなど、支援者の伴走支援を行います。

③多機関協働が想定される事例

- ・複雑化・複合化した課題をもつ世帯
- ・支援が硬直化しており課題や支援方針の再整理が必要な世帯
- ・既存のサービスでは解決できない課題がある世帯
- ・課題の解きほぐしが必要な世帯

④重層的支援会議及び支援会議の実施方法

- ・重層的支援会議とは、本人同意を得た上で、支援プランの適正性の協議、支援プランの最終時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う会議です。必要に応じて多機関協働事業者（市または稲城市社会福祉協議会）が開催・運営します。
- ・支援会議とは、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、本人の同意が得られない場合でも、会議の構成員に守秘義務を課すことで、支援の関係者間での情報提供や情報共有、支援方針の検討等が可能となるものです。必要に応じて市が開催します。
- ・両会議は、法令順守の上、必要に応じて一体的に実施し、適宜、他制度の会議（地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議・支援会議等）と連携していきます。
- ・権利擁護支援に関する検討が必要なケースについては、第三者の専門職（社会福祉士、弁護士、行政書士等）を会議のメンバーに加え、専門的な見地もふまえてケース検討を行います（第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画における個別支援協議会）。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

①概要

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を把握するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に関する情報を幅広く収集します。

②稲城市の実施体制

実施機関	実施形態
市生活福祉課	直営
稲城市社会福祉協議会（生活福祉課に配置・他事業兼務）	委託

- ・稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。
- ・包括的相談支援事業者等からつながった支援対象者に対し、既存のアウトリーチ事業と連携を取りながら実施します。（初期支援としてのアセスメントや定期確認、ひきこもり状態の人などの支援につながるまでの関係構築を目的とした訪問相談等を想定。）

(4) 参加支援事業

①概要

本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけて拡充を図るなど、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成します。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

②稲城市の実施体制

実施機関	実施形態	主な役割
市生活福祉課	直営	コーディネート機能
稲城市社会福祉協議会 （生活福祉課に配置・他事業兼務）	委託	
就労準備支援受託機関	委託	生活困窮者以外の就労準備支援事業

- ・稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。
- ・コミュニティソーシャルワークの実績を活かし、コーディネート機能を担います。地域の居場所の把握や創出、ニーズとのマッチングなどは、高齢者分野の生活支援体制整備事業

（生活支援・介護予防サービス協議体）等を活用します。

- 生活困窮者自立支援事業で実施している「就労準備支援事業」について、生活困窮者以外を含め対象を拡充し、経済的な困窮状態にない、または障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない就労等を希望するひきこもり状態の人などへの支援をしていきます。

③参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先

○福祉サービス・行政サービス

例) 介護保険サービス、地域活動支援センター・障害福祉サービス、あそびの広場、就労準備支援事業等

○地域におけるサービス

例) ふれあいセンター、みどりクラブ、通いの場、その他地域活動の場等

○一般就労・就労訓練等

例) 認定訓練事業所等

(5) 地域づくりに向けた支援事業

①概要

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者を対象とする各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所のマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を進めます。

②稲城市の実施体制

＜地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制＞

実施機関	実施形態
市生活福祉課	直営
稲城市社会福祉協議会（市生活福祉課に配置・他事業兼務）	委託

- 稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。
- 「(4) 参加支援事業」と一体的に実施して、コーディネート機能やプラットフォーム機能を担います。

<地域づくり支援の拠点>

事業	主な対象分野	実施形態	実施内容及び設置個所数
地域介護予防活動支援事業	高齢者	委託・補助	通いの場の運営委託及び補助
生活支援体制整備事業	高齢者	第1層：直営 第2層：委託	生活支援コーディネーターの配置 生活支援・介護予防サービス協議体の運営 第1層：1か所、第2層：10か所
地域活動支援センター事業	障害者	補助	地域活動支援センターに対する機能強化のための補助
地域子育て拠点事業	子ども	直営	あそびの広場 8か所 (あそびの広場向陽台、各児童館 7か所)
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮者	委託	稲城市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し、生活困窮者と地域資源のマッチング 事業卒業者等を対象とした地域支援サポーター事業の創設（実施目標：令和7年度）

<その他地域づくりのための事業内容>

○全世代型の地域の居場所のマップ作成

高齢者・障害者・子ども・生活困窮者をはじめとするさまざまな分野を含む地域の居場所のマップを作成し、地域の居場所の見える化を図ります。

○高齢者見守りネットワーク事業の対象拡充の検討

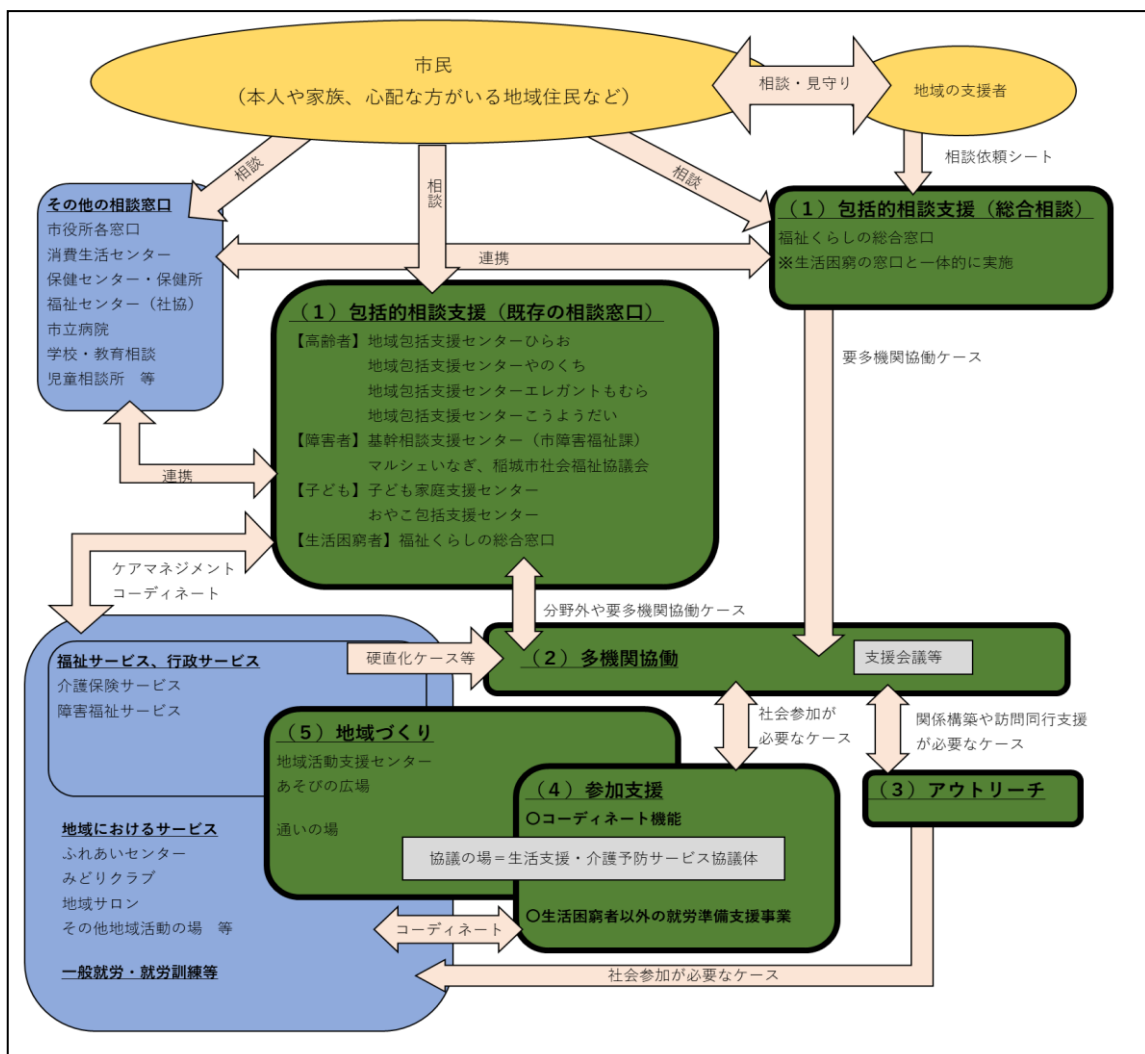
当該事業では、民生委員・児童委員や介護事業者等の団体、さらに協力事業者等と連携することにより高齢者の見守りの仕組みを構築し、異変のある高齢者または何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うことを推進しています。本計画期間では、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者等も含めた全世代型の見守りネットワーク事業への拡大を検討していきます。

3 推進体制

(1) 支援関係機関間の連携について

- 「(1) 包括的相談支援事業」においては、市役所の各種窓口をはじめとしたその他の相談窓口とも連携し、どこに相談しても適切な支援につながる体制づくりを推進します。
- 市と市社会福祉協議会は、「(2) 多機関協働事業」、「(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「(4) 参加支援事業」、「(5) 地域づくり事業」を協働で一体的に実施していきます。
- 多機関の協働が必要なケースや、既に福祉サービス等を利用しているが硬直化しているケースについては、「(2) 多機関協働事業」において、支援会議等を活用し支援の方向性を整理します。
- 社会への参加に向けた支援が必要な場合は、「(4) 参加支援事業」において生活支援・介護予防サービス協議体等を活用しながら、地域の居場所等とのマッチングを行います。また、必要に応じて「(5) 地域づくり事業」と一体的に実施し、多様な場や居場所の整備を進めます。

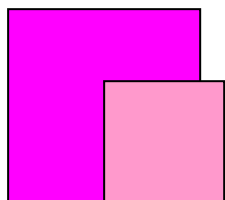
稲城市の重層的支援体制整備事業の全体図（公的サービス以外も含む）



(2) 評価・事業の見直しに関する事項

本計画を実行性のあるものとして推進するために、「稲城市保健福祉推進委員会」において、計画や事業の進行管理、成果については事例対応結果の積み上げなどから評価を行います。また、支援会議等や地域づくり事業（生活支援・介護予防サービス協議体等）で把握した地域課題をもとに施策提案を行います。

また、計画期間の3年目となる令和8年度では、計画の中間評価及び令和9年度以降の検討を行います。その際は、必要に応じて支援体制の変更や事業規模の検討も含め、見直しを実施します。



第 **2** 章 第二次稻城市成年後見制度

利用促進基本計画

第2章 第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の概要等

(1) 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行等に伴い、認知症や知的障害その他の精神上的障害などで判断能力が十分でないことにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支えていく権利擁護支援のあり方が大きな課題となっています。

権利擁護支援の一つの手段である「成年後見制度」について、利用を促進するとともに、意思決定支援・身上保護を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくことを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年度から令和3年度までを第一期として「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。その中で市町村は、成年後見制度を利用しやすい体制や権利擁護支援にかかる機能の段階的・計画的整備に向けて、区域における成年後見制度利用促進に関する基本計画を定めるよう努めることとされました。さらに、令和4年度から令和8年度までの「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「第二期国計画」という。）では、地域共生社会の実現をめざして、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

本市では、近隣5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）で、福祉的な配慮に基づく成年後見事務を主業務とする一般社団法人として平成15年7月に多摩南部成年後見センターを設立し、共同で運営を行っています。これまでの多摩南部成年後見センターでの協働の実績を生かしながら、5市と多摩南部成年後見センターが協働して権利擁護支援や成年後見制度の運用体制整備を進めていくために、5市共通の計画として「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「共通計画」という。）を令和2年3月に策定し推進してきました。また、共通計画の内容を踏まえつつ市としての取組みについての方向性を示すことで、共通計画と一体を成すものとして令和3年3月に「稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画は、「稲城市成年後見制度利用促進基本計画」及び「共通計画」の計画期間が満了となることを受け、共通計画の基本理念等を引継ぎ、市における権利擁護支援体制を整備するとともに、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を図るため策定します。

(2) 計画の期間

令和6年度～令和11年度

(3) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村の基本的な計画と位置づけ、福祉分野の上位計画である「第四次稲城市保健福祉総合計画」と整合性を保つとともに、「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」等との連携を図ります。

2 計画の基本方針と施策について

(1) 計画の基本方針

本計画における基本方針を以下の通り設定します。

(基本方針)

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりをめざします。そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。

(2) 施策

本市の成年後見制度に関する支援体制は、生活福祉課・高齢福祉課・障害福祉課のほか地域包括支援センターなど各相談窓口において、それぞれで権利擁護に関する相談対応・支援を行っています。さらに、身近な地域の相談支援を行う「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」と5市で共通する課題に広域に取り組む「多摩南部成年後見センター」と協働し、推進していきます。また、中でも重点的に取り組むべき内容について基本方針のもとに以下に施策を示します。【 】内は主体となって取り組む機関（【市】…市、【あ】…稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ、【せ】…多摩南部成年後見センター、【全】…全ての機関）を指します。

I. 広報・周知 ～制度の周知・任意後見の利用促進～

【全】権利擁護支援や成年後見制度、相談窓口に関する周知を図ります。

【全】権利擁護支援を必要とする人々や関係者等に向けて広報活動等を実施します。

II. 相談 ～相談の受け止め・適切な支援につなぐ～

【あ】一般的な権利擁護支援に関する相談や親族申立て支援の充実を図ります。

【市】支援が必要な高齢者、障害児者やその家族等への制度概要に関する説明・紹介を行います。

【あ】任意後見の相談・制度説明、親族後見人からの制度に関する相談支援の充実を図ります。

【あ】自ら相談窓口に来ることができない人への支援に努め、必要に応じ訪問相談も行い

ます。

【市】必要に応じて専門職から助言を得ることができる体制の充実を図ります。

【あ・セ】市または関係機関からの相談対応や必要に応じて専門的な助言を行います。

Ⅲ. 切れ目のない利用促進 ～担い手の確保、本人の意思決定支援とその浸透～

【市】本人の意思決定支援の推進を図ります。

【あ】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が円滑に行われるよう努めます。

【市】申立助成・報酬助成を適切に実施します。

【セ】後見人候補者を見つけるのが困難な方などに対し法人後見を適切に実施します。

【セ】市民後見人の育成、活動支援の充実のため、研修・育成・継続的支援体制を整備します。

Ⅳ. 権利擁護を支援する地域連携ネットワークづくり

～市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、適切な後見人等の選任・交代の推進等～

【市】必要に応じて「市長申立て検討委員会」を開催し、市長申立ての適切な実施に努めます。

【市】関係機関と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

【市・あ】「権利擁護の業務に関する情報交換会」において、利用対象者の把握や利用者への支援について関係機関と連携を図ります。

【セ】家庭裁判所研修を開催し、家庭裁判所との連携を図ります。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークについて

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの必要性

権利擁護支援の地域連携ネットワークは、権利擁護支援を必要とする方が成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の制度を利用することができるよう地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのことです。「第二期国計画」では地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組みを進めていく必要があるとされています。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークのしくみ及び市の取り組み方

「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核機関」の3つのしくみからなります。

ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援を必要とする方だけでなくその方にとって身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者が必要な支援を行うしくみを指します。

イ 協議会

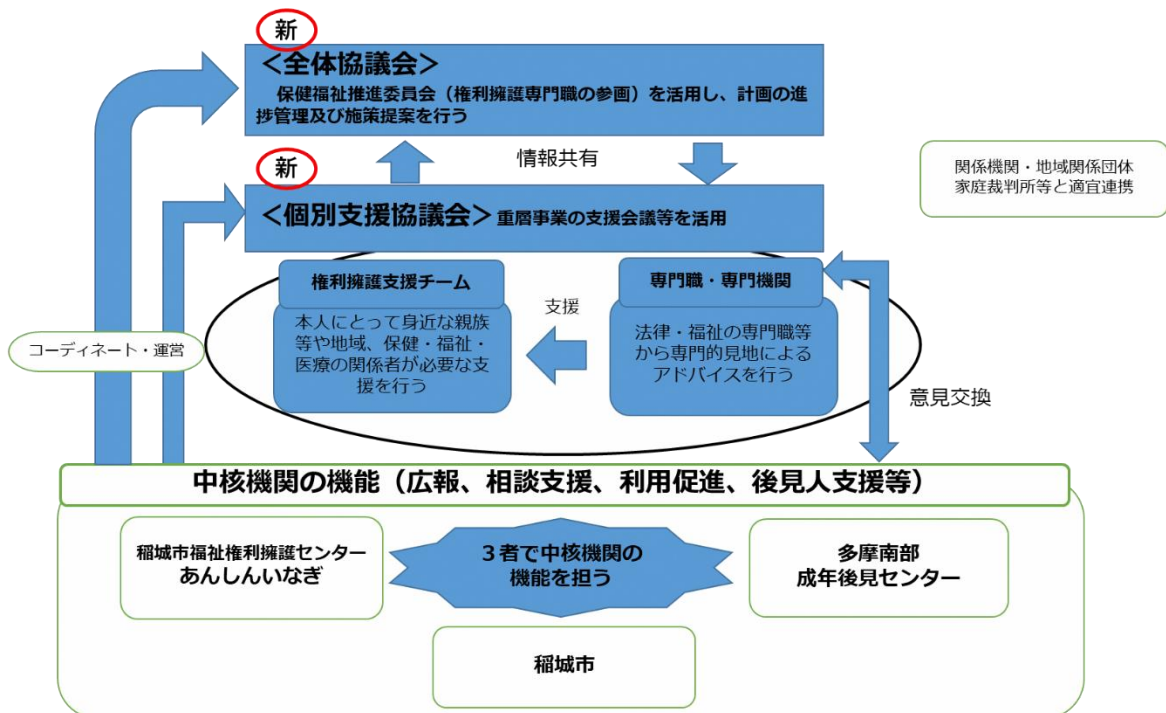
権利擁護支援チームや専門職等を含む関係機関が連携体制を強化し、自発的な協力を進めるしくみを指します。

市では、役割の異なる全体協議会と個別支援協議会を開催します。全体協議会では、保健福祉推進委員会を活用し、第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理や施策提案等を行います。個別支援協議会では、法律・福祉の専門職や関係機関が、権利擁護支援チームに対し、必要な支援を行うことができるようにケースへのアドバイスをを行います。なお、重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用します。

ウ 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関を指します。権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートだけでなく専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行います。市では、「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」と「多摩南部成年後見センター」の3者で中核機関に求められる役割を分担し、協働で推進します。各主体が適宜連携して権利擁護支援や成年後見制度の必要な方を適切に支援するための取組みを進めていきます。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



付属資料

- 用語の説明（掲載予定）
- 策定委員会設置要綱
- 策定委員会名簿
- 庁内検討委員会 設置要綱
- 検討の経過（掲載予定）

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「第四次稲城市保健福祉総合計画」という。）の策定を行うため、第四次稲城市保健福祉総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 第四次稲城市保健福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体の代表者
- (3) 保健福祉関係機関に属する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、就任の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

資料 第四次稲城市保健福祉総合計画策定委員会 委員名簿

氏名	組織・職名	選出区分	備考
鏡 諭	法政大学大学院公共政策専攻科 兼任講師	学識経験者	委員長
原島 博史	稲城市民生児童委員協議会 代表会長	保健福祉関係機関	副委員長
今井 大二郎	駒沢女子短期大学 准教授	学識経験者	
藏野 ともみ	大妻女子大学 教授	学識経験者	
内藤 佳津雄	日本大学 教授	学識経験者	
石井 律夫	稲城市社会福祉協議会 会長	保健福祉関係機関	～令和5年6月29日 (副委員長)
川島 幹雄	稲城市社会福祉協議会 会長	保健福祉関係機関	令和5年6月30日～
柴山 和也	社会福祉法人平尾会 施設長	保健福祉関係機関	
舟木 素子	東京都南多摩保健所 所長	保健福祉関係機関	
矢崎 新士	東京都多摩児童相談所 所長	保健福祉関係機関	
山本 あおひ	社会福祉法人正夢の会 事業統括	保健福祉関係機関	～令和5年6月30日
青野 修平	社会福祉法人正夢の会 施設支援局 局長	保健福祉関係機関	令和5年7月1日～
谷平 茂	稲城市医師会 理事	福祉関係団体	
中川 利昭	稲城市みどりクラブ連合会 会長	福祉関係団体	
三浦 芳治	稲城市身体障害者福祉協会 副会長	福祉関係団体	
工藤 美智子	市民委員	一般公募	
長井 陽海	市民委員	一般公募	R5年5月1日～
榎本 勝美	稲城市自治会連合会 会長	市長が必要と認める者	

(設置)

第1条 第四次稲城市保健福祉総合計画（以下「計画」という。）を総合的に検討し計画を策定するにあたり、庁内における横断的な取組の実現に向けた課題及び情報の共有並びに連絡調整を行い、保健福祉に関する施策を総合的に検討するため、第四次稲城市保健福祉総合計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する施策又は業務の相互連携及び情報交換に関すること。
- (2) 計画の検討及び調整に関すること。
- (3) 重層的支援体制の整備に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる組織に属する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉部生活福祉課の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員会の会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部 生活福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市民協働課、経済課、生活福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、健康課、児童青少年課、子育て支援課、子ども家庭支援センター課、おやこ包括支援センター課、防災課、指導課